武蔵多[illegible]

ル 4
243

特
門 ル呂4
號 245
巻 1

武藏國名勝圖會

多磨郡之部巻第一

立川郷　滓鴻領　日野領

目録

柴崎村　貝売坂　立河原古戦場　立河氏邸跡
正八幡宮　普濟寺 六面塔　万願寺　奇人
薬井　古石塔　拝島村 附玉川渡　大日堂
龍津寺　熊川村 古文書　真福寺　牛濱ノ渡渉
福生村 附玉川渡　玉川上水口跡　山の根平村　旧家村長平氏
日光權現　大荒院　銀杏古樹　作目村
又穀石　猿坂　日野本郷 古文書　玉川宮渡
玉川打魚　高倉野　日ノ宮權現　北宮權現
宮村　田村　上田村　平山村

屋舗跡
日奉明神
大福寺
李堂墓碑

日奉地苑
正八幡宮 宝物
宗印寺
薬師堂

平村
木伐沢
古碑
高幡村

屋舗跡
金剛寺
不動堂
鰐口

梟井
李堂太刀
牛王宝印
茶灌石

大倉逆平次の伝
三沢村
旧家村長土方氏 古文書数通

梅子
落川村
万願寺村
石明神

石田寺
一ノ宮明神
百草村
真慈悲寺蹟

二王塚
荒原塚
陣屋跡
松連寺

真慈悲寺本堂
経筒 三個 永万元年 長寛元年 建久四年
蔵前朝鏡

肉上指紋鉄
神代古[illegible]
古銅仏像
武器数品

断碑二基
寿徳寺

柴崎村

立川の郷にて古き邑里なり武蔵国七党の内立川氏の住居の地なり古ハ名をもて通用せし事ありしか中古以来ハ村名を用ひ御名もいつ地もとゝまり此地今ハ柴崎村と唱ふ府中領の内にして柴崎村といふあることも此地より比すれハ小邑なり此処ハ府中領の西の限り青柳村に接き甲州街道ハ此村内に達し玉川渡船場よ至る道ハ玉川を隈川向ハ日野本郷駅なり江戸の方より村入口に尾州御鷹場の膀示有り府中より此迄二里許八王子駅迄是より二里余有り

往昔立川流と称ある奇術者有りし其始ハ仁寛阿闍梨奇異の秘法を流せし僧なる此地へ配流せられしより此所よ其奇術伝りしといへと仁寛ハ伊豆へ配流せらる此地よハあらされとも彼の陰陽家伊豆へ渡り仁寛に行法を伝ゑて奇術の新流を世に弘めしハ違ひなき事にて真言の秘法本邦にて陰陽家と混同せし事ハ仁寛僧伊豆の国にて武蔵国立川の陰陽師小寺法を伝へ文雑して立川流と称せしといふ説ハ宝鏡にも見へたり又云仁寛僧ハ　堀河院の御世の事にて既に堀河院崩御も世よ頼ひあり初此仁寛僧か輔仁親王を立奉らせんと謀りて己か小童を女房に作りなし密よ主上を弑し奉らんとせし事発覚して仁寛も小童も伊豆国へ流されし此事ハ是　新に見へ愚管記にも略見へたり然ハ当国立川の陰陽師に伝へ相続して一流の行法を書に作せる是立川の邪流なりされともこの新流を真せしも古き事なり因ていふ当村普済寺に有る六面塔ハ此奇術者の子孫延文中に造営せし塔なるへしといふ是も其疑ある事ハ志三に又云当所に福徳二年と旅せし石塔有り其所謂何由へよるなるへん

貝売坂

中古以前まで甲州街道なりしが今は其屋を移し村内へ街道を引入たれば此路は絶たり此坂は玉川端へ下る坂にて此崖下より貝売を出す又坂下のみに限らず玉川沿の崖下は普請するの下其外所々に蛤牡蛎其余種々の貝殻土に化し其性を失ひ只形の存するのみ深諏の産物川端の古中より出る年測ありかたし近き比村内にて井を堀は貝多く若干出て其下底は青色の埴土の中より胡桃の丸き核木葉一枚出るよし凡て尋常の堀し土底に有て其性を失はざるは実に奇なる事なり

立川原古戦場

享徳三年十二月管領上杉右京亮憲忠を成氏朝臣討たまひしより其後上州白井の上杉并長尾等軍を発し成氏朝臣を可攻討との勢ひ有ければ成氏鎌倉の府中迄出陣しありふ上州にて此事を聞て上州勢二万余騎にて打立て明る四年正月廿日立川原へ寄来り成氏朝臣高安寺が此所へ押寄短兵急に戦ふしき火出る程に攻戦ひけるに上杉中務大輔入道憲顕は先陣の大将にて後陣は長尾左衛門尉入道景仲等終日戦ひ憲顕は深手負ければ高旗寺へ入り自害す成氏勢勝軍はしたれども石堂一色以下百五十人討死し戦ひつかれ分倍河原へ引退て陣をなす又翌廿二日分倍河原まで合戦なり

一 永正元年九月廿七日扇谷上杉治部少輔朝良武蔵国立川河原に於て山内の上杉顕定と合戦す此時朝良は江戸河越の城主として其頃河越の城にありしが上杉の棟梁山内の顕定関八州の人数を催し上州平井を立て武州へ発向し朝良を退治と聞へしかば朝良此地へ出張して顕定と戦ふ時に北条早雲朝良へ加勢として伊豆国松田左衛門尉平頼重を初として諸軍を発向駿州今川からも合力の為に送りしかば朝良方に勢を得て軍勝利有て顕定及び息定憲等既に利なきに依て翌日顕定の弟民部少輔房能越後国より多勢を率して馳来り顕定の陣に加はりし程に山内の勢力を得て新手を入替て朝良を攻しにより其翌日の軍に朝良忽ちに敗れし河越城へぞ引籠りけり

立川氏邸迹

今普済寺境内是也此寺地玉川端の崖上にあり表門左右に南の方へ押廻し土居高サ一丈許に築立たり東北の方に堀迹も見ゆ境外は百姓屋敷となりて其外は大抵切崩たり立川宮内少輔照重は天正十八年北條所絶の頃此家も絶たりと云

七党系図云
高魂尊後裔西ノ党
由井別当宗弘四代孫

立川二郎宗恒

此人始て立川郷に住し是より数代連綿として此地に住居し分家も数家あり

東鑑云嘉禎四年頼経将軍上洛之供奉之内立川兵衛尉立川三郎兵衛尉基泰などいふ人なり

正八幡宮

右同村社司宮本氏
神体白幣例祭八月十五日
建長四壬子年八月十五日鎮坐
本社五尺四方 拝殿四間ニ二間 杉古木の森なり

本地阿弥陀如来　二躰此内

壱佛ハ面形金銅の鋳物大サ六寸巾四寸程
弘法大師作霊験の像なし
壱佛ハ阿弥陀の坐像銅の鋳物丈四寸八分
立川氏の納る所なし

坐像の前にある八
立川氏の家紋六ッ星なり

本地佛の銅像に裏銘あり

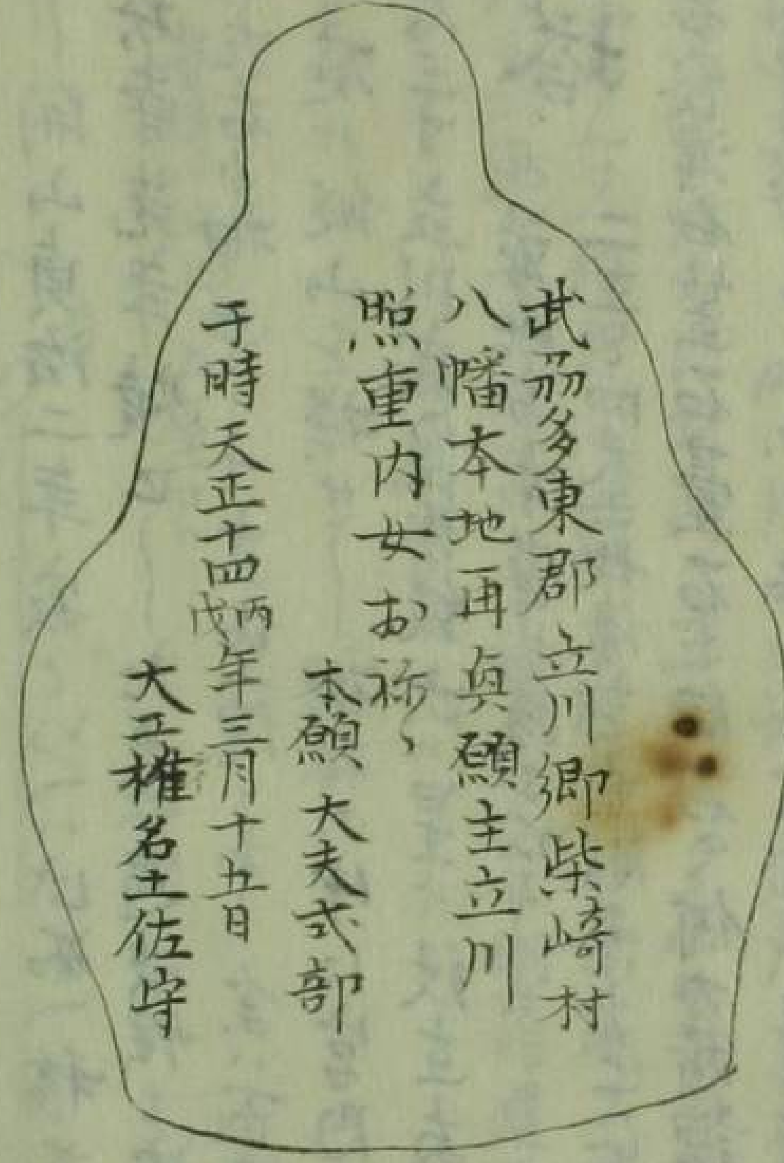

一面形ハ本地像を金と垢と思ひて四十年余前ニ夜中盗賊本社を破りて其いる
容を奪ひ去りし附其臺坐後光ハ社地脇の畠地へ捨置本体を持行しか神の
咎を得て四肘せられけるとハ盗ミ去て三月めに此社地へ持来置再ひ出現の
神徳を仰き今ハ社司の家に檀を設けて安移置ことゝ

普濟寺

玄武山と号ス鎌倉五山建長寺末也
御朱印寺領二十石末寺十八ヶ寺塔頭二寺

本尊聖觀音　作不知

起立年月不知

開基　立川氏

開山大定禅師　貞治二癸卯年月日不知入寂

立川氏ハ位牌客殿ニあり法号俗号を記せしのミ死去年月ハ不知

寶山道貴大禅定門

裏銘　大檀那

立川宮内少輔牌

此寺地ハ宮内少輔居地にて天正十八年断絶の後開基の寺也ハ此所へ移したる事なるへし開山貞治二年寂といへハ此所へ移せし前ハ村内何方ニ寺立し事も不知此寺先年焼亡したる故過去帳も寛永年中より以前ハなし今も築地ハ門の左右ニ押廻して土塁もあり余ハ百姓地ニ入る大抵切崩したり

一此寺庭ハ假山を模せし樹林の中に宮内少輔か墳墓の門扉あり長サ四尺余幅一尺三寸立川氏の家紋六ツ星ハ紋を左右扉の内一基あり一基ハ不見

六面塔

普済寺本堂ハ後ニあり

二王と四天王ハ像を高彫にし上に宝珠くしを図し人物の下ハ岩組と青碧の薄石笠石臺石も同石之何の所謂の塔なる事も不知六角の内ハ空虚にて開らくへき口もなし按ずるに今いふ寶篋印塔の類なるへし

一往古造立せし時ハ此れハ地ニ建たるか今普済寺境内ニ立る所ハ往昔より建たる地ニあらず此所ハ立川氏か屋敷なれハ此所へ寺地を移せし砌ニ同く移したるなるらん又何者ニか此塔を客殿の前庭ニ建さる故たくひ希なる塔ニてそありける

一寺伝ニ云画ハ吉山明兆か下絵なりと明兆建長寺の涅槃像なと図せし時此塔の図画せしといひ伝ふと云々

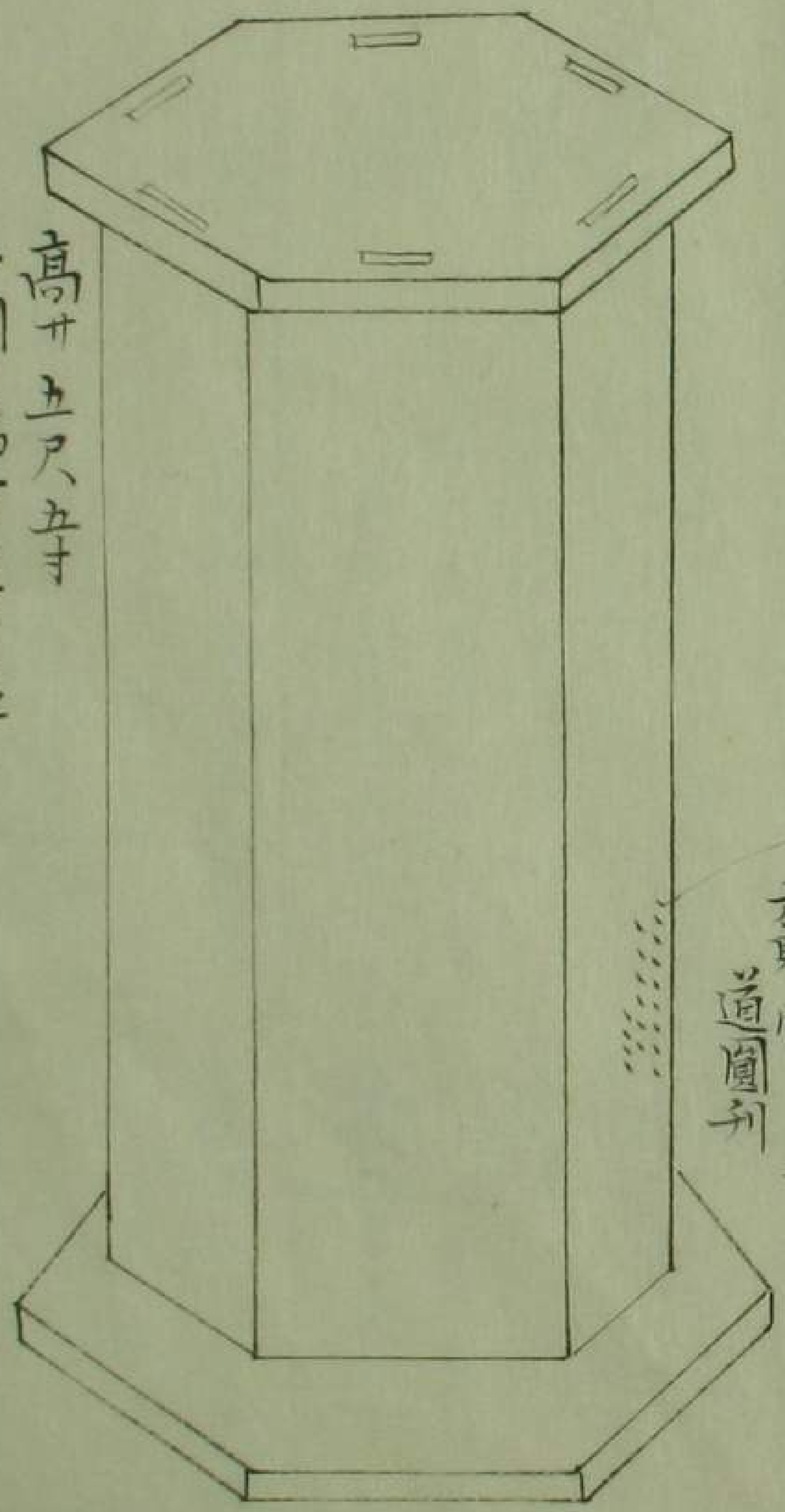

満願寺
黄蘗宗京都西山浄住寺末也柴崎村にあり寺地除地醫王山と号す

開山鐵牛禪師　本尊薬師如来

満願寺
開山鐵牛[illegible]書

客殿ノ額　鐵牛書

東光殿
別峰書

内陣ノ額

[illegible]慈深度大地無非[illegible]

[illegible]垢浄通法界[illegible]
佛國高泉[illegible]

客殿聯　高泉書

奇人
不老軒轉と俳称し宮沢村の隣邑にて郷地村といふ所の村民なり家まつしく其生質堅剛ならず百姓のわざも力たらざれば家に在て恒の産とする所は豆腐を造りて是を販きて業となし其餘力あれば少しく菜蔬を耕し漸く妻子三口を養ふのみなり性まて質朴にして資財を貪ふ心なく風雅を好みつゝ一豆腐を製し那々常に俳諧を嗜みて清貧なる事自若なり頗る雅興をもてあそび玉川浮木揩と名付たる短冊を製し出して世におこなひ又産業乃有餘あれば禿筆を採て月廣野露草紙と題号せし戯言の冊子数篇を綴る里今既に齢よはひ七旬に及びぬれば僅の家産とする業を止めて己が子に與へ園蔬の傍にみちからにて環堵の居を結び秋冬の頃に至ては菊を植て其隠逸を楽み今に存命して移る貧民なれども桃青が風流を慕ひ其志を養ふ実に一奇人と称するにたれり

産井
右同村の西の方にあり村内にて産穢の内其家にて此井の水を汲つかふ事也産井とハ唱ふるなり今にハ産穢の家にても汲ざる由其いハれ志らず

古石塔
福島村廣福寺境内にあり
永享二年其外康應又ハ應永等の古墓碑あり同じ邊にて宮沢村宮沢山阿弥陀寺の境内にも觀應の號ありて六字名号を草書にて刻せし碑其外に文和永和康暦應永等の古墓碑あり
又同し續きに大神村とて村内の古社に明神森あり往古村號なりしゆへ村名に大神と称し來れるといふ又同村内字浄土と号する所古墓碑此所にありしを藪澤の中に積造り應永長禄以下の數十基あり土人云往古源家の大旦堂

の旧地なりとて浄土と号する由をいふされと定かなる事も志れす

拜島村

八王子より二里北にあたり箱根ヶ崎へ二里余日光街道と呼ぶ驛場也村名の起りは往古玉川洪水の砌日原村大日谷の大日如来流来りて玉川の島嶼に留り毎夜河原まで光明かゞやきけれは村民是を拝しけるか拜島と号すといふ民戸二百軒余あり

大日堂

除朱高十石拜島山浄土寺といふは大日堂の事にて七間四面南向拝造りにて仁王門正面に鐘楼あり二六時を撞く此寺に開往古流れ来りし時大神村の地内字浄土と号せる所に初て安置せし由浄土寺といふ一堂を建立し其後天文年中此所へ再建ありといへり此故に大神村にも其名残せり道の辻に大日本國武州多麻郡拜島村浄土寺観音院となり

本尊大日如来木立像一丈二尺作不知腹籠の大日二寸八分行基作脇立釈迦弥陀木立像一丈許縁起云天文年中北條氏照の家臣石川土佐守といふ人一人の娘ありて名を於根井といふ病ありて療治久しく土佐守此病苦を大日如来に祈願し平愈しけれは此堂を建立せしとぞ

一 往古より天台宗にて六ヶ寺立て大日堂に勤番勤行して経文讀誦せしか其内二ヶ寺は廢寺となり今四ヶ寺なり皆本寺と唱ふは高檀村円通寺にて此寺も学侶料と称し十石の内二石は配当し当時は四ヶ寺の内普明寺を以て別当とす四ヶ寺ともに浄福山と号せり

一 普明寺 除朱高三石の内二石配当外に学侶料一石合て三石あり大日堂の西に在 円福寺 廃寺蓮住院を兼帯し都合配当二石也 本覚院 此寺に元三大師安置本尊像二尺許正月三日は深夜より参詣多し古人云夜ならけれは大師東叡山へ行給ふと云先年焼失す其跡は今は大日堂の東にあり配当一石あり 智満寺 廃寺龍泉寺を兼帯し配当二石也大日堂の西南にあり

龍津寺

除朱高三石寺領し玉應山と号す曹洞宗根ヶ布天寧寺末
本尊釈迦開山説翁星訓和尚永禄六年三月廿四日寂す

開基義徹宗廓居士三月廿八日卒となり年歴姓名不知
客殿に安置の正観音八寸許春日作 表門額玉水禅窟の横額銭唐周道書

熊川村

拜島村の西の隣邑玉川端なり拜島より十町許
此地は拜島領にてもあり小宮領とも唱へ又滝山領と号せり古へは此辺滝山城地へは玉川を隔てたるまで咫尺の間なれは往古滝山に於て立し事必然なれとも此所地たる事をいつ方にても唱へ出し此村内に北條家の古文書あり其文に福生郷とあれは古へは其名ありし事にぞ

制札

右於福生之郷濫妨狼藉
堅令停止畢若於違背此旨
横合非分之族在之者忽可被処厳科
上意也仍如件

戊三月六日 布施弾正左衛門尉
横地監物丞
大石左馬助

代官
百姓中

制札

右於福生之郷當方軍勢
甲乙人等乱妨狼藉
若有違背之者可討
捕者也仍如件

戊六月 日

北條氏照竜の朱印

此二通熊川村私領の村役なる者所持

真福寺　右同所柚井山半澤坊と号ス新義真言横沢村大悲願寺末也

開基開山秀重僧都　延立應永五戊寅年

往古本尊薬師　弘法作
当時本尊不動明王木坐像長一尺八寸　興教大師作

此本尊ハ地頭田沢氏本尊を納せしや于今此尊像を本尊とす此田沢氏甲州にて
武田家に仕え彼家滅亡後　御当家へ帰参幕下の士に列せられ其後
御入国の砌甲州より此地を采邑に給りて移住せし段伝来せしと尊像もあり
田沢氏寛永年中江戸へ移りしか今も知行なれは先年住居の屋敷跡有り
此真福寺ハ往古ハ大悲願寺門徒にて本山談議を兼て多摩郡中ハ此寺の一派の内に
て郡中の本山談議を指揮せしは中古以来談議道を郡中木曽村覚円坊へ
譲り新義真言の一派となりしか共ハ悲願寺の末となりしとそ何れ無道を兼
し事にや是にて思ひ出れる事あり八王子に柚井山南之坊といえる僧ある本山
談議ありて伝ふ大坂御陣の御供奉役を小田原の玉瀧坊と同しく勤たる由をいふ
されとも木曽の覚円坊の配下なり故にて八真福寺も覚円坊へ触頭を譲りしと
いへとも　御陣役を勤しハ彼の柚井山半沢坊なるへし南之坊も柚井山と称するもの
誤りなるへんと思ひける

一寺社奉行ふ書上山伏ハ度々真福寺へ伝達せし由

一熊野道者引導之役本山ニ山伏如先規従聖護院御門跡御定

通以写也

一伊勢参宮之事武州多摩郡霞之内ニ往古ゟ右兼帯且郡中支配等之
通可仕事
向後違背之族於有之ハ重る沙汰可有之者也
延宝四丙辰年正月九日　山城守判
半沢坊ニ福寺

此書付の通りあれハ第ニいへる説の如くなるへし

牛濱渡（うしはまわたし）

熊川村と福生村の界あり百姓渡しハ熊川村持此往還ハ檜原村
五日市村辺より江戸道なり是より東の方ハ中里新田へ出て夫ゟ
砂川并長新田を通り中野道へ出る

福生村（ふつさ）

此村も熊川村と同しく小宮領に隷せしを熊川村の古文書に依る時
ハ此村も福生郷福生村なるへし土人方言にふつちやと唱ふ

上水口跡

福生村西寄此所に玉川上水口堰跡なり其謂れ志る者なけれと堰跡
立て今ハ水も不入伝へいふにハ玉川最初引入口に堀たれとも水道

不便利なる由にて事止て今の羽村の地へ掘替たる古堰あり 傍に関上明神の小祠あり是を始は堰口に水神を祀りたる小祠なり

一 此所にも玉川渡船あり是を福生の渡しといふ福生村拝島村渡し此往還は平井大久野或は五日市檜原通より入間郡扇町屋又は川越所沢往来道又江戸往来にし此所を通る是より中里新田へ出て行し

山の根平村

日野本郷宿より西の方玉川の河岸にて一里ほど小宮領宇津木村石川村粟の須村なとの西にあり此地古来より領主の唱へなし といふ外にては小宮領の内なる事をいえて此地にては古来より称せす往古は滝山領なるべし此村にては山の根平村と呼ぶ但其謂れは正保四年十八代官尻設楽権兵衛といふ人より初て村割分の渡りし書紙に山の根平村と認めあるに此所にては右の様に唱へしたりとて是より東の方に平村平山村なといふ地あり是は日野領なり由るは往古北条氏照領地の頃は玉川の渡場ありしといふ相州山田原道より川越筋への街道にてありし 往昔玉川の渡場は川向の大神村の下なり今も冬より春迄は村方通用の柴橋を架すまた宮沢村といふ所の武蔵野新田へ出る所古への一里塚残れりといふ又当村の東は滝山郷の内尾崎といふ所に一塚の跡あり又東は今の八王子町の隣邑なる子安村にあり

御入国後遥隔て慶安の初に八王子より千人同心日光へ往復の為に八王子より中野村を越へ八沢を経て作目村の地にて玉川を渡り拝島村へ行る日光街道を開かれたり 此平村といふは往古小條氏の頃年代不知東奥の山家城平の者此地に住しけるより村名を平と唱へけるを由天正十八年八王子城没落の比乱世にあり甚者ともいつ地へか退去けるか世治りて今此村

長の先祖此地を開らきし住居せしよし子孫平を以て氏となせ由し事あるは旧家村長の條にあせり又云当村は 御入国以来諸役御免許也といふ其謂を次に出たり

舊家村長

平氏を称し七郎兵衛といふ系図所持せり其大眼目に云古へは上野国に住し田部井氏なりしが甲斐国へ八代郡に移住し小條早雲が招に応じ相州へ越きし同国日向郷小野に住せしより小野を以て氏となせしまた三代小野大蔵が時に北条氏照に附属し当国滝山に来り又八王子へ移り天正十八年六月八王子落城攻の初め籠城し八王子城にて討死せりといふ田中村相即寺過去帳に八王子落城の時討死の者姓名を記したる其内に小野入道道光とあるは小野大蔵が事なりとぞ大蔵が倅大五郎は城を出て出家し次は若年なれは籠城に不及して落城後此所に蟄居して民間に下り八郎左衛門と号す 御入国後

神祖大君御遊猟として府中御殿へ被為 成まで御放鷹ありし八王子城跡滝山古城御遊覧の後是より川越へ可被為 趣に付当所にて玉川御渡船の為御小休として八郎左衛門が宅に入御被為 成御先祖御尋に付北條家落魂の者にて親大蔵事は八王子城にて討死仕たる旨を達上聞ければ御感有なり 玉川御渡船指揮て仕るべく命ぜられ玉川御船渡あり上まで御案内として川越道迄御送り御暇被下候 御途中にて一村不入諸役御免許の御墨附并御羽織并金の御銭一文被下置戴之附より一村不入たりけるが寛永十二年十二月廿七日家内が失火し御墨附并其外の古書共焼亡せしかは同十三年正月御墨附焼失に付上地を願はれは同年十二月百姓収納金上納被仰付正保四年に至て上地の分初て御割分御代官設楽権兵衛下紙を組ぶ此附より小野を改て地名の平を以て氏と称すといふ

日光大権現　元和八年奉祀村長ヶ先祖諸役免許并金銭及戴なる御恩沢をあをぎ奉らん為称所の金銭を以て神体と宝殿金銭にて
洪武通宝し
東照宮の御神号ハあれあれハ日光権現と崇奉り　別当村内大蔵院あり

奉建立日光大権現賜宝宮殿一宇勧請所
聖主天中天　迦陵頻伽声
哀愍衆生者　我等今敬礼
遷宮導師　増宝山龍光寺現住
権大僧都法印秀観
于時元和八年壬戌四月十七日
武州山之根平村願主　小野八郎左衛門源良現
同　伝太郎源義孝

大蔵院　毘盧宝山と号し新義真言宗津木村龍光寺末也
開山開基呆秀法印俗姓ハ村長ヶ先祖小野大蔵ヶ男にて一寺開基す元和七
酉年三月起立し寛永十八年　三月七日卒せり此所と元より小庵ありて大蔵
坊と云ふ是ハ祖先岩掛の者建立せし小庵なりしが山岩城の乱世也いつ地へか立去て廃
跡となりし寺地を以て一寺に再建せしなり

銀杏樹　囲一丈九尺許一株有り平村中程祖古岩城平の者住居せし跡有り先
年住居の者屋敷内に植置たる銀杏有り今村長ハ先祖此地に来り至て
其屋敷跡を以て又住居の地となせり

作目村　玉川附南岸にて弟まつふ平村の西続きへの隣村此地も古来より御料所
の唱へありし天正十八年地頭高林氏甲州元知行引替として当所と
上総国の内に移ひし地なりしで其弟ハ滝山古城続の地なれども滝山領あ
こふ枝又此村ハ文禄慶長の年間に玉川洪水にて水勢東の方へ押寄て村内
民家田畠流亡し東の山際へ河原となりて平沙渺茫たる砂場となれり　其砂場
より村民ハ玉川向の田中村へ割入となれり至残りたる所ハ古城山続ヶ日光道
の八王子といふ所近山まで立此山中にむかしの村内諸所へあり向山の社地あり村地
河原となりし所東西七百五十間余南北二百五十間許　玉川の流ハ村内の荒跡を流
る渡船場にて村内にて渡船ハ諸論村の持なり

五穀石　作目村八王子といふ所にあり山際に荒渡しありて寸四方の土穴有り其中へ
手を入て探れハかきまぜ砂石なり一握りて取出せハ米大小麦青黒赤の
豆粟黍稗の五穀数其形ありしもしたがわぞ

猿坂　滝山少林寺のうしろ辺より玉川へ下る小坂に至て難所へ猿の様を停ふさまあれ
ハ所ハ名付たるなし

日野本郷　土淵庄
甲州街道駅宿にて府中宿より二里九町　八王子へ一里廿七町
玉川ハ此所にて甲州道の官渡あり渡舟ハ当所に請負なる也日野の渡しと唱ふ
江戸より八里許し脇継ハ村山郷小川村へ二里八町程
一日野郷と号する邑里此地より東西南北凡廿四ヶ村有り東ハ関戸蓮光寺
辺より南の方ハ由木領を限り西ハ石川四谷の須賀まで限れり

一日野郷と唱ふる謂は此さとばかりは大抵は此所に徭役を出せる地なれば斯唱へける
歟なりといへり由木領又は諸方郷より出る地よりも此役を勤むれど其事定めのと
不知又他所にも此例あり其他郷の内由木郷は宮領三田郷なとは古へ名ある人の
領所なりし事久しかりけれど其頃への強盛なりしよりの号なるべし府中郷
世田ヶ谷郷の事は前にあせり又云此地にて今は日野本郷と号すれは古へは他村の
号を日野郷の何村といひしを轉じて郷と号したるに今此所にて
日野本郷と称すにて其謂れなし事なりき

高尾道中五絶
玉川　筑波　石正猗
道暍心如酔玉河倚杖視躊躇欲嗽時先愛川流媚

峡中紀行云　徠翁
過日野余足跡之所渉州相房上下総皆有此名不知何謂
或云日野と号する地名は諸国に其名あり関東にかぎらず畿内をはじめとして何地
にても日野と唱ふは上古の御代は火野といふ文字にて上古勅命に依て置れし事
なり大和にも飛火山或は飛火野なといふ地あり此所も火といふ事は軍用に備ふ
る狼烟或は烽火なとの事にて敵国又異邦より軍旅の事起りて軍勢襲ひ
来る時高きに丘陵にのぼりて火の手を揚て狼烟烽火をたてぬれば其を見つけて
次第に火を揚る事を相図として軍勢皇居を固め或は討手をむかはす其國

府の廳へ到て警衛せしとなり
奥儀抄云
其野にて火を揚れは遠き国までも一日の内に告しらし其火を守るものを名
付て野守とはいふなりといへり　顕注密勘云此説にて揚る火を見付て
告しらせるを火の番にたとへて飛火とはいふなりと云く

古今
春日野の飛火の野守出てみよ今いく日ありて若菜摘らん　読人不知

新古今
若菜摘袖とそ見ゆる春日野の飛火の野辺の雪のむら消　前参議教長

諸国に立ける地名を此所にかぎるも上古朝政の法令なりし所を示したるよし
飛火野なりしを其後は火野とのみ号しけるが和銅の勅定に国郡村里の名は好
名を用て二字に定よとありしより火の字を改て日野と諸国にて改め用ひ来れる事
にやある

風雅
いにしへの野守の鏡あとたえて飛火は牧はて螢あけほの　寂蓮法師
寂蓮の詠に飛火の事は失せ侍れといにしへの飛火に似たるは螢火乃絶ずして飛
ふなりとあるをいくばくよりも数百年のまへ世の今になりては火野のいまだ
も其傳へを失ひけるなりき

高倉野

土人云日野の原と云ふ處ハ日野本郷の地なり日野駅を出ると原路へ續て八王子近き所迄凡一里半許の曠野の平原にて元禄年中の比近村郷村十ケ村の入会秣場なりしが其後開発の地となりて高倉新田と唱へ村々の持地となれり今日野本郷の地凡一里余もありて此原路甲州街道なり原中左右に古への一里塚遺り此塚より八王子駅へ一里にして是より江戸の方へハ築地村とて日野駅の東にも古への街道ありし也其村に一里塚在まゝより又東ハ小野の宮の邊田園に一里塚在まゝより六所宮の随身門の前を通り常久村の南裏陸田の中に一里塚残りまゝより東ハ今も街道にて此處の道筋より改まりしハ今の街道に三ヶ所一里塚あし此所ハ小高き岡にて地續きに山なく廣野の地なれハ上古の陣代將軍基塁を並れたる地にて四方瞭望よく廣遠にて古へより兎狩の場なりしハ又ハ此所ことよりも土人の呼しける事にて今ハいつゝらし日野と改めたれど其初名の始ハ此高倉野か起りたる事なりといふ或説に上古此所に高倉を構へ高さをしく穀の稲を納させ置しなりといふハ入り郡高倉まし出せる俗説なれも用ひかたけれと高倉といふ地名國々所々にあれも上古の陣代將軍陣屋を並れしに其由ありや又云高倉といふ地ありて往古居地跡ありて庭石とおほしき大石ありを掘の比き所より掘出し村の本陣の門碑なりと用ひとふ手今庭石とおほしき石なりといふと何人の居住の跡なる證不詳　掘りしハ小仏御代の頃下の人への住せし處なるへし

北條家の朱印
此所の村長か家に所持

お留山竹木切儀如停止候
一本成共切者有之付而者縦雖為誰人
付之可被申出者也仍如件

丙戌 [印] 六月九日

日野惣百姓并
立川代官小宮堀之内
谷ヶ所百姓
平山豊後守
福島太近
竹川加賀入道

日の宮権現　日野本郷ハ名四ツ谷ニ在別当薬王寺同所ニ在
神体なく本地虚空蔵ヲ社とし

姫宮権現　前と同日野宮より東の方ニ同所同村
社とおくて此叢の中ニ三尺斗の丸石有リ文字見ゆれども
日ノ宮姫宮の両社勧請せし謂れも不知或云此者を祝古日奉西大夫の屋敷
なれハ日奉ノ姓を賜りける其祖の兆偶を祀りたる社なりともいひ又日奉ハ
高皇産霊命より出たれハ剣高魂命を祀りしともいふ いつれか不詳

多磨川　或ハ丹婆川又ハ玉川一ト万葉ニハ多麻河とかけり
甲州街道の官渡あり
水源ハ信州イザルガ嶽より発流し七八里流れて甲州都留郡黒川村ニ
入て川の名を黒川と唱ふ 夫より二三里流れて同郡一ノ瀬村ニてハ泉水谷川
綴津川逆井川此三流黒川ニ会し夫ニてハ一ノ瀬川と号く 夫より三里許リ
東流し同郡丹婆山村へ入て丹婆川と称せり 又三里程流れて同郡か
義沢村抔まて高郡と入高郡三田領小河内郷留浦村ヨト云所是甲武
の境なり 此所より青梅村ニ至る迄ハ両岸盤岩ニて川幅狭く曲折せる
事凡九十八盤里数九里許 青梅宿より水勢漸く静なる所甲武の境より
して郡中を流れ東南三十三四里程荏原郡六郷辺ニ至三十八九里に及べり
此所ニ万年橋とて洪水の患ひなく設けたる橋ニ而有り 此三橋ともに青梅
より西ニ有り 両山岸から大材を二本投出し其大材の先を突合せて梯を渡
桂を立て橋をたてけり 欄干附 幅凡八尺長サ二十四五間 水際迄凡四丈余墨まて

御嶽ニ沢井の間ニ有る橋をいふなり 常ニ牛馬を禁し 洪水の御通行の患ひなき
為ニ造れり 渡船場ハ荏原郡丸子二子以下ハ略し高郡中ニ係る所 青梅か
橋樹郡此辺迄拾二ケ所あり 甲武の境より本州ニ入て加義沢川 小菅川ハ留浦
村と川野村ニて落入 此二流ハ甲の都留郡から来る河内村ニて落川と会す 是ハ
留浦村の内峰といふ処より出る所と境との間ニて 水根沢川ニ会す 是ハ両村の谷から流
れを氷川村の下ニて日原川ニ会す 是ハ日原山中の嵐谷から出る 梅沢村ニて同村から出る
棒平川も落入 棚沢村ニて西川入川の二流と会し 同村ニて小丹波の間ニて湯水落
入 丹三郎流寿寺の前ニて梅沢川 又御嶽から出る滝本川と会まで 川井沢井の間
ニて大丹波川ニ会す 是ハ大丹波山中から出る 沢井二俣尾の間ニて奥沢川ニ
会す 是ハ両村の谷から出る 又平沢村の下ニて平井川ニ会す 是ハ大久野山中から
出る 小川高月の間ニて秋川ニ会す 是ハ檜原村の南北両谷から発流して 石田と落
川の間ニて浅川ニ会す 此水源津井沢案下小仏相田等の山谷から発して関戸
蓮光寺の間ニて大丸裡川ニ会す 是ハ由木領から出る 橘樹郡登戸の間ニして
三沢川ニ会す 是ハ都筑郡黒川村から発して 此余溜水小流あまた有りて諸流
会して大河となれり 扨川の名を旧くより丹婆川
山村より発する故にあまた和名抄ニ多麻郡を訓して太婆といひ注せり 郡の
名もまた是ニよれり 会して三田領の奥ニて土俗多婆川と唱ふ 是土人の方
言ニてあらし 中古迄ハ新唱へし也 つまり小旅家所領役所ニ或云其七百文
多婆川の小河井本ハ支国新云二扉さりくたり其旧来ニ拠り多婆川とも唱へ
しなど縁んニ於れの丹婆山の源流を捜索せしに 彼地ニ丹婆山川ありて

又信州より一流来て合する也其補出せる本源ハ信州ゟ来れり

萬葉
多麻河にさらすたつくりさら〳〵になにそこの子のこゝたかなしや　讀人志らず

拾遺
玉河にさらす調布さらしてむかしの人の恋しきやなそ　同

夫木
生方河や岸れ碪そならぬなかりしにさらしける手作の布　伊勢大輔

建保名所百首
玉川にさらす手作さら〳〵によまたのむ月かけ乃あらはるゝ哉　藤家隆

峽中紀行云

渡玉河官渡也夫海内大川者何限此唯東都数十百萬性命所繋賴其功德亦大哉豈非魚情物亦有天偉耶況人乎聞南山亦有玉河而能毒人然而彼既載諸國風之什而此不顯也不啻人已沿岸人家養鸕鷀為近年禁殺之令如東溢也吾儕所未輕見者則急下舟囬目曆者久之吞輙出之以口為尻耶所吞者毋廼勝之乎雖然能以其餘餒於人人有賤焉歟廼以鸕鷀所餘者餒於人獲其食也與其已餒之相距僅一間耳甚矣人之難于生也不覺惻然去之

玉川打魚

玉川の漁ハ年魚(あゆ)を以て名産とす秋の彼岸まてあれハ府中領より西の方川上ハ三田領まてある近郊川より御菜鮎捕生を命せられ川附の村々より公へささくる事年毎に相同し玉川の鮎ハ相模川の鮎なとくらへハ形も遠く潤味も又まさりたる也御菜鮎御用まゐる時ハたまる鮎ハ麗籠を以て是を捕らへ網を以て漁し其生きを傷らさるを第一とし是を生簀(いけす)に養ひて御用の附日をまちてまゐる其魚ハ大きなるをこのまず五寸有余を定格とし御菜(いけす)の中より活鮮なるを撰ミまゐらし

一 鮎ハ毎年秋の彼岸より水の出るを待て一概に川下へ落来て大ひなる石の下き深き所の石くぼみをまもり冬立春の節まてあれハ鮎をふ二月の節にあるをとり水のあるを濡て川上へ登る二月の中の節へ春の古用まて近ハ弱まる事をひらくしまより後ハ弱まれども升に歯らし蛙須へ種々の漁の業をなしむ

鸕鷀捕　鵜を遣ひ鮎を捕る也此漁ハ奥に鵜の嘴の疵付たる老人の廊下に
用ひたる魚のあたへてありし事あり此漁も其地に依て違ひあり

瀬張　竹を割て細く簀にて胴のゆくちひさく拵へ長さ二尺余入口浅瀬
二寸五分程にしてもとし云ふ簀を細く簀をもってからみ留め川瀬の水底へ十
も二十も並べ伏せ其上へ石を押へとし其うへは水際まで築留し網を張置バ
鮎川下へ下らんとし築網をりて水底の石の間よりかくらんとして其もト
に入かくし跡を甚中へ落入けれバ跡へ戻ら得ものなり

築　大漁あり此事を指図するには大なる雑費掛り漁人へも是の力に不及也
村中一統にて是を造る八月より九月迄鮎を捕る事騒し鮎に
かぎらず魚類悉く浮き此処は諸国の川附にて名ある事也

跳網　此猟も日野辺にては統て名ある漁にて渋谷辺にて此漁をなす六七月
の炎天の日中に此漁をなす其仕様ハ川の底狭に随ひ縄を両岸
まで引渡し縄へ注連の如く菖蒲を結付又ハ木草をも附て川下より川上へ
両岸にて大の縄をひき引其縄に随ひ大きなる石を纔を両方より落し同じく
川上へ引バ鮎甚驚き縄をさけんとして四五尺程も川中へ飛あがるを掬網に
て捕る大猪鮎ハ五六寸以上あり盛見るに甚興あり

鉤(さくり)　是も日野辺にてハおもに猟し渋谷辺にておもに此事をなす鮎鉤この猟は
前にて深き淵或又ハ川瀬の底など深き所なるを捕るなし六月より
の猟也鮎も少き内ハ水底に住む六月より深き水底の石に付て居るゆゑ
馬の毛の丸くなるにて一尺程づつ垂て竹を三本附てもとへ弘のおもきで鉤を附て
水底へ沈めて鮎を鉤にかくるをさぐりとはいひ又ひつかけともいふ手練なりたやすく
ハ是れぞ此外唐網其ハ何方にても用ゆる事也又簗にて捕事なれども是とふ川
の枝川にて用ゆる事也

一玉川に有魚類を

鮎　鯰(なまづ) 本名ハなまし　鱒(ます) 此川にて甲斐郡内の地にハあまり　鰷(るまぞ)　鱣魚(うなぎ)

河鹿(かじか)　鯇(あめます) 本名ハあめといふ鱒に似たる魚也 土人唱てあめますといふて鱒とハ別種　鰥(やまめ) 峡西辺にあらし深山の地に至て なりし名の文字不詳

岩魚(いわな) 是も上に同じ　腹赤魚(はらあかうを) 是ハまやの類也 土人唱てくきといふ　柳鯉 江戸にてハやなぎ鯉といひ此辺にてハサイと名附形
ハ鯉に似て又鱗あれども鯉より細く長し其色白し江前辺にてハ似鯉といひ
又ハ白魚(さくまな)といふハ此事也大いさ七八寸より一尺余もあり又ハまつたてふへんなる
らど鰷の生せしを名附たりとぞ

宮村

日野於土淵応徳恒にあり此所に別府権現の社あり古社なれども
祭神并に縁起のいつれ知れずと云ふ此古社なる故村名を宮村
と云ふ是を当国武蔵の国造兄多毛比命の児子を胎刺の国造に定めし者
立郎に別当寺を同く伊狭知直をやまと此人の開かれし地を別府と称し後
世に至りても此地名をもって祀りし別府の社ハ国造伊狭知直を祀れ
るならんといひて不審ハ村直に帰す事あり此より鶴令列寺門徒開山
良慶と云ふ僧享保三年開基せしと云ふ

田村

領主郷若子田那 往古田村駄左衛知実田三郎弘綱任居の地にて此人は西党より出て此地に住せる故に子孫代々地の名をもて日奉姓にて平山氏と同姓なり

上田村

領主郷同前隣邑にて 上田三郎住居の地にて田村氏を祀を同しくせし 此辺にて上田村下田村ありしも古へは上田は一種にて田村も又一種にして上下の田村といふ事なりしが 田村と下田村とわかれたる事も詳ならず 後世村名を誤り傳へしなるべし

平山村

日野領 高倉氏と共に日野より浅川を隔て南の方凡十町余 平山氏武者所季重居住の地にして夫より平山氏数家に別れ数百年の後近くは小田原北條の此國を合せ領せし頃連綿として当国に其家ありの所々の地をもあるけるが天正十八年北條氏滅せし後悉く家なくなりけるとし

西党祖

宗忠 西大夫
宗貞 西二郎

宗綱
有季 平山八郎 此人始テ平山村ニ住シ地名ヲ以テ氏トス 其子季重ナリ

季重 平山武者所 左衛門尉 保元平治先掛一ノ谷先陣高名 建久三年八月廿日頼家御誕生鳴弦之事ヲ被命

重村

重友

季氏 伊賀守 大夫判官
重實 筑前守 大夫判官
重遠 對馬守

季遠 太郎
實高 太郎兵衛 是ヨリ后子孫数家ト云

邸跡

浅川の西北にありて高き地にて高倉野の続きにて四方開らけたる平地なり 田畠あり其畔より古瓦などを掘出す事あり小さき祀塚のいくつも立し 先年田畔にて穿けるに古刀四五本掘出しけるを村内鎮守八幡宮に社寺へ納置しを人家ありしかど今は其跡もなし

大名淵

国府屋敷の続き浅川の岸にありて大なる深淵ありしが今は又大抵浅く柄のある鐙二三枚其外は瓦鐙も村内の者も見たる事ありしとそれより先年崩山の麓に穴を穿ちけるに其中より大なる土穴出来たれば人々おそれて捨置けるが いつとなく埋うせたりとぞ又云先年崩山の辺に自然と大なる土穴出来たれば是を今に其中に入て見たる者なし 何人の住居の跡にや 其淵の深淵なればバ大名淵と名付しなるべし

日奉（ひまつり）大明神

村内南の方なる山上にあり小社季重が霊を祀りし社と
社前に松の古木一株あり勧請せし謂れ未詳
例祭三月六日　此月日は季重が忌日なりといふ年号不知

大福寺

太平山と号す曹洞宗由木永林寺末　境内除地右同村内中程にあり
小寺なり彼門派にて平僧寺なりと号するよし
〇開山徹相廓和尚　本山永林寺七世にして古来より在し寺にはあらず古墳なる
「庵室を営み五世和尚の退隠の地とせしを其後まで一寺となしたるよし
當寺開基　大福寺殿高菴傳名大禅定門
〇当寺内に季重が墳墓の碑石あり図は次に出す此寺五世従吾和尚建立せしし
重摩が位牌とて仏壇に安置するなり

季重石塔

大福寺客殿の西に在
凡三尺許文字なし

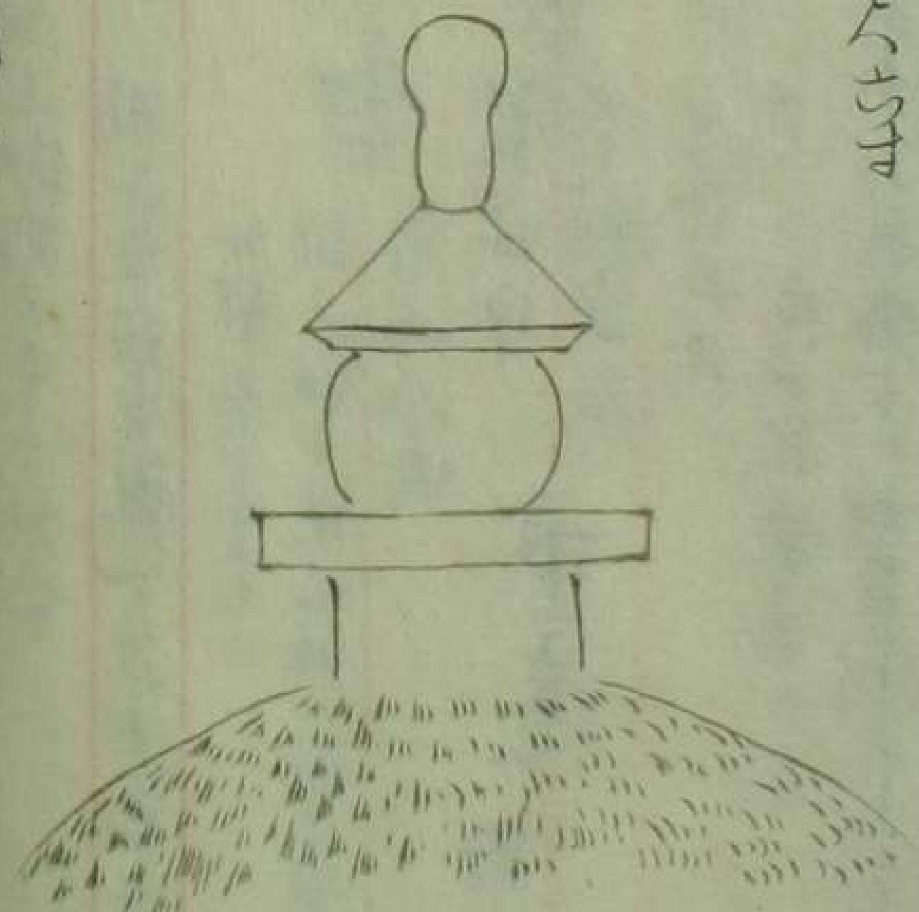

日奉地蔵堂

季重古墳より西にあり堂二間半四面
日奉地蔵の額を掲く
此堂地は往古平山塚とて三間四方高サ六尺程その上に松の古木一株あり
て其下に今の碑石ありけるを其塚を崩して此堂を建て石塔は今の地へ
移したりといふ

正八幡宮

古同村鎮守にして神司村内住居大澤氏
御朱印社領八石七斗　神主屋敷四百三拾四坪

本社　上屋五尺角石を建　例祭八月十五日

神躰　神像なり
神祠大床御軍配を以て神体とす　御入国以来当社へ閑めあり
社傳云当社八幡宮は往昔当郷の領主平山左衛門尉季重文治年中鶴ヶ岡
八幡宮を勧請して其郷中北鎮守としあひ古は八王子村町寄附ありて
社頭も麗しかりしに物換星移て東国も兵革の衢となり既に隣郷に及び
けるが当御代国初
大将軍御料所となりし初めに此宮社平山季重勧請せし古神社なる
事を聞し召し御朱印を賜ひけるより神徳もとに復し此を
別社殿は御軍配一揮御寄附なりしのみ今社の神体とす

軍配廻り玉ブチ赤銅唐艸ノ毛ホリ軍配ノ内金地ニ日月ノ丸朱ト銀粉　柄カナモノ赤銅毛ボリ
御紋金無垢

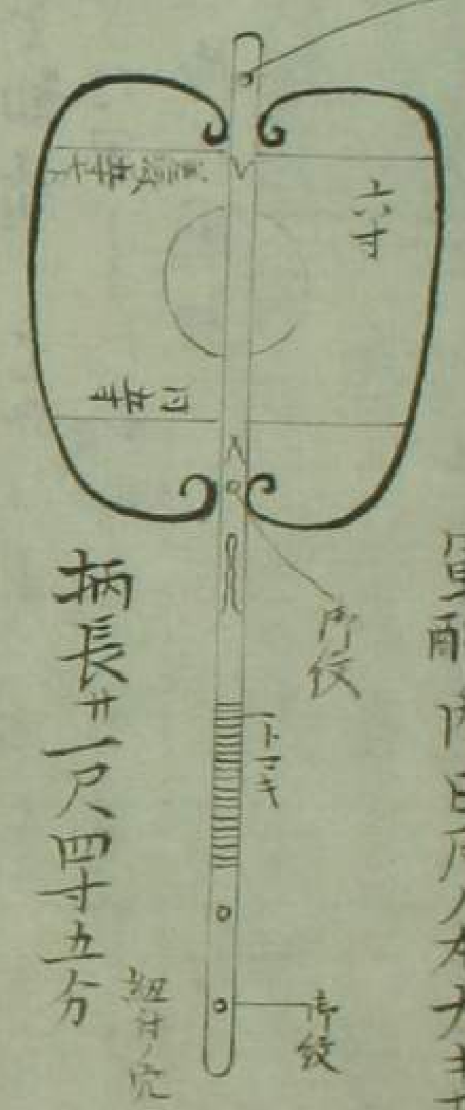

軍配ノ内日月ノ丸大サ二寸六分

柄長サ一尺四寸五分

宗印寺

大沢山と号す右同村にあり曹洞宗由木永林寺末也
高五石地頭中山氏寄附なり号正統寺
起立　慶長四年　開山一東天樹和尚
開基中山勘解由
天正十八年六月廿三日中山勘解由家範八王子を守て戦死せしに其嫡子助六郎照守御当家に仕へ其後助六郎を改て勘解由と号し北条の時此地を以て賜る知行所千石余とりて後人慶長四年に隠居し宗印と号し此地に住居し剃髪せし隠宅を寺となし宗印寺と号し伊檀に位牌あり
当寺開基無相院殿可山宗印大居士　寛永十五戊年五月廿二日卒六十五歳

薬師堂

右同村内にあり宗印寺持
本尊薬師木坐像六寸鎌倉仏師定朝作

平村

平山村の東の隣邑なり平山村平村高幡村なと皆此村と浅川に隔て相並し地なり隣邑高幡金剛寺に應永年中の書に多西郡得恒郷とあれは此地も往古は得恒郷なるへし得恒郷と云は其郷名を不唱して日野郷と号し或は宮所なとし号せしも知れされとも小宮領といふは其謂れ不知日野領と云は慶年頃より如何其儀なとを除きしれ称なり又云村名も平と唱ふるは往古平子といふ御名ありし此御名を名乗られし人あり此地に住せしとあらん其氏を誰子平とよひし称しるの字を略せり是に依て地の名も略せし事ならん

七黨系図云　平子野平馬允　横山権頭時広の孫

曽我物語　大野(たいら)平馬允

東鑑　平子野太郎　平子左馬ノ尉　平子次郎入道

同　寛元年中に至て此家の人々も平と称し来りけるよし平子と平村とよひしは

平判官太郎左馬ノ尉義有　同次郎高義　同四郎胤泰

平右近太郎　平三郎左衛門

永文暦應の比迄ハ平某資綱といふ人住せし也文永の石碑を建たりよし
其圖ハ次ニ出せり

木代澤

村内西の方の地なりけれハ
暦應二年金剛寺不動堂再建の附材木を伐出たる地也と云ハ里語也
同村百姓屋敷の内ニあり　高サ七尺余幅一尺五寸許厚サ二寸五分許

古碑

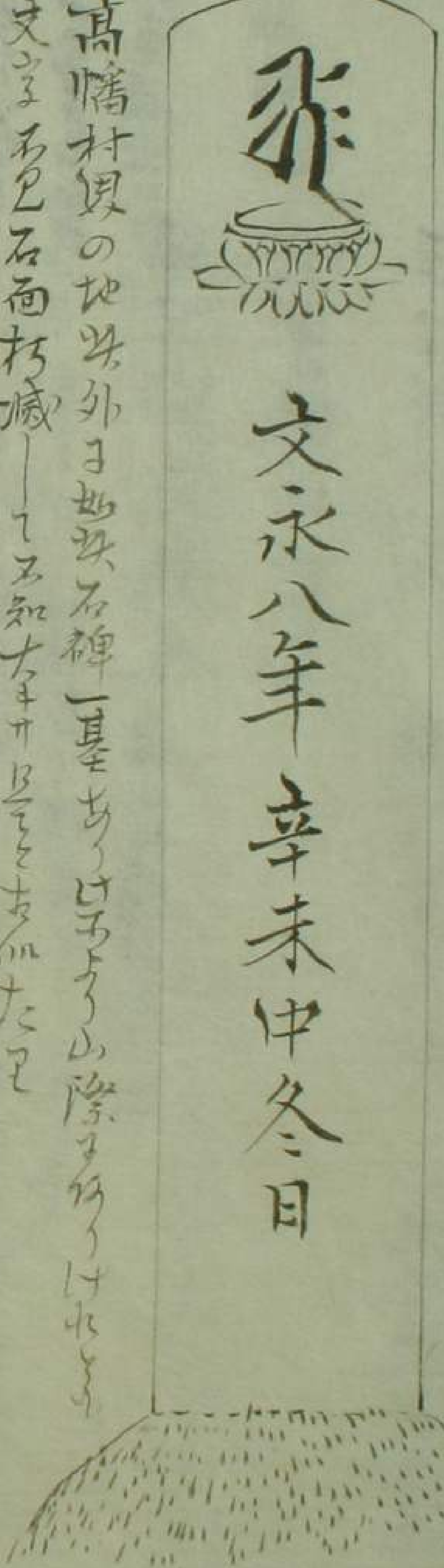

高幡村興の地此外ニ也此石碑一基ありけるより山際ニ行りけれとも
文字不見石面朽滅して不知大サ廿尺余も古仏たるもの

一 其辺ニ古石塔の様したる数其あれとも年号の見ゆへきものなし
應永・永享　康正ノ年号あり

一 或云此文永の碑ハ平資綱といふ人建たる碑なといへども此資綱をいふハ暦應
二年ニ高幡山不動堂を再営せしとあれハ文永よりまた七十年も前なれハ
此人の建たる年とハおもはし此家ハ此後の後そひし故八王子城主北条氏照の時
平を氏とせし人なりし其後断絶せし頃されとも村内村民平を名乗るもの
もありと然り

産物梅子　村内家毎ニ梅樹有て多く此梅を江戸へ出せり其余梅あるも出す
近村三沢梅といふも多くハ此の出せるもの也

高幡村

平村の隣邑ニて日野本郷の西の方乾ニあつて浅川を越て行程八町許
得恒郷といふ

邸迹

同村金剛寺より南の方之山の中腹ニ馬場跡なとあり八王子城主氏照の家臣
高幡十郎といふ人の居地なりし此人八王子城ニ籠て落城の節ニ討死せしと子孫
ありける歟不知

金剛寺

高幡山真言新義智積院末
御朱墨三拾石諸中一ヶ寺末門徒
御朱印御文言ニハ橘樹郡とあり去ゆへ境内ニては橘樹郡と唱ふるといへども此例
なきにありぬれバ橘樹郡ハ金剛寺といふニハあらず

本尊不動明王　作不知　起立　大宝年中

開基　慈覚大師

中興開山　儀海上人　建武二年乙亥三月寂
中興より世代二拾七世也中興の前代ハ其名籍無之

本堂　玄関　庫裡　倉庫　物置

大師堂　本堂の前ニあり

総門　境内入口にあり此所より本堂迄直に五十間程あり

不動堂

不動堂ハ東向八間四面向拝唐破風作

此堂ハ暦応二年山上より引おろし再建せし時の作にて柱ハ皆杉の丸木造りにあり星霜久しき事なれバ大半も其後造営をかへつけ附し槻の丸木造りに入替たれど今も古代の杉の丸柱ハ根継し古代の作を多く遺せり又格天井も古ものなれど村民つゝしみ隔けれバ回禄の禍もなかりしと也

本尊不動明王　木坐像　長四尺余　弘法大師作

二童子　木坐像八寸余　此二体ハ化身の作なりと云

寺記に云往昔此御堂ハ高幡山北絶頂にありて當像を安置しありしとぞ年月不詳凡八百九拾年余にも及といふ其後建立の事ハ平山武者所季重の願主として山頂に八角四面の御堂を建立し材木を残したる地を今に木伐沢といふ又工匠の細工せし地を番匠谷といひ猶今に残れり建武二年八月四日の夜識に大風起りて御堂忽に転倒せし故此所より今の地内の平地に引おろさせしといふ此時の施主ハ暦応二年平資綱并大中臣氏女心信なりし四年にして功畢と云

同記に云二童子の作ハ何の年なる事なし異僧来て霊像の不動に二童子なし予て作といふ住僧拒し剏一室に入て戸を閉出る事なかりして

不日に造畢せて近辺の僧俗皆悦ぶ事かぎりなく既に異僧さらんとせし時去悦て尋しに三所程も送りて訪ひ難別にみ彼僧忽に姿を失ひて見えず其義奇異の思ひをなし彼が其所を名付て別離といふ其所より高村の小名となし一社を建て別離明神と祭りし村内の鎮守となす二童子を建立の古地に稲荷の社を建て境内の鎮守となせしと云

一　此尊像の霊験奇特なる事ハ普く在郷の僧俗の知る処なりしと近年帳を塞ておかしかバ里人馬に跨り門前を往来すれバ御眼中の玉光をけるに畏れて落馬せしかバ其時の住僧漆を以て玉眼をぬりけるに其霊浮て悪疾を煩ひ寂しけれバそれより帳をおろし卅三年に一度開帳すと云

閼伽井

金剛寺本堂より東の方不動堂古道山の林原にあり

閼伽水并御供水なり　圍二尺七寸許深サ二尺ばかり

此井水の澄潔ハ暦応二年不動堂を山上より引おろせし時古尊像の御跡有たまり不思自然に清冷の泉涌出しより此水たとへ千日の旱にも減る事なく又ハ数月の霖雨にも溢るゝ事なし諸人寒熱の二病腰痛眼病に或ハ呑又ハ洗て其やまひ平愈せしといふ事多し

季重太刀

平山武者所左衛門尉季重不動堂へ奉納の太刀

長サ三尺八寸銘刀作なし表裏中刃の中程に不動の咒字彫付

素刃白鞘入

應永廿二年勧帳写　金剛寺什物

勧進沙门衆海敬白

請特頼法界檀越恩施誘有縁道俗修造武州多西郡
得櫃郷常住金剛寺祈柳營繁昌武威朝野平安之大
願状

原以夫大聖濟渡之方便者以上求荓為最教令忿怒
之誓約以下化衆生為證矣抑當于武蔵野耶ゑ之坤
儀比冨士山髣髴之天象有一霊峰号高幡山今常住
金剛寺是也本尊者則大聖不動明王霊像揮大智利
劔摧伏三世魔障静謐四夷逆乱提大悲羂索接縛煩
惱雖賊引入難解之佛道若聳奇岩聳峙壇上峨〻青

山自成瑟〻盤石洪河瀑流砌下蕩〻碧波鎮湛如〻之智水尊地相魔之依所行願成就之霊場也然練若者則大宝以前之草創年号不次之勝躅也時代雖経年霊験盛而于今尊像誠高大也誓願亦深廣也背光面儼之坐貌表東関鎮護之瑞相右南左北之勢寧非夷狄降伏當躰乎然尊奇特雖有其数先流汗事近代現證者岩殿山御合戦河越没落小山御退治若犬懸亡奥州御發向毎度流汗上将武畧勇猛之護持坂東鎮衛無雙之効験國中皆驚怖世以所知也尓間
勝光院殿依御霊夢之所感割菜邑所有御寄附也一人有慶兆民頼之云云天下御崇敬既以如此率土盡浴其風哉然去建武二年之比有一人沙门歎精舎之風損顛沛引下平地奈営修興造畢已成不知行方退失倫可謂冥慮矣爰沙门其因瑞梦之告發覚悟之願移根本之遺迹欲修復伽藍或建立高峯岩嵬之岫或安置函谷深谿之由頻匪前後與聖意樂自由之所致殆繇元来本尊隨冝利物之功徳是以經云如説是大明王無其所居但在衆生心想之中因蒲欲励土木之功庶貴賤道俗投寸鉄尺木之軽材合願力捧一紙半銭之助施与善縁荘大聖明王悲愍甚深之願海誰不

棹生ゝ而加護之舩筏遊阿噜二童奉仕供給之覚臺
各應折平等如一字之花蘂矣乃至法界平等利益仍
勧進旨趣如件

應永廿二年二月日　　沙门秉海敬白

高幡不動堂造営勧進帳分倍之臺岐律師依展轉所望草案畢此草案領掌未定時分正月廿六日夜夢四方大山皆盤石也此山頂上登栽見次夜又索印結給等身程不動直奉拝相續而両夜依感見靈夢成奇異思忽廿八日書遺了

明王寶印

不動明王の宝印あり　弘法大師の作
往古不動堂を彫刻しのぞし時同木を以て大師此宝印を造りたまふ片
面には明王の咒字あり又片面には梵字を彫しのふ上下の下面二寸許長サ五寸余

茶濺石（ちやそゝぎいし）

自然石の丸き石あり表に文字の形あれども不見
竪二尺横一尺七八寸許苔むしたる石不動堂のうしろにあり里俗の傳ふる
には茶そゝぎ石或は腹ぬけ石ともいふ昔は近在の男女喪服の者百ケ日の内此所に来て金剛
寺へ茶を手向て石洞をもし茶を濯ぎ
たまへる事を聖みぬれば来りて茶を奉じて
あふ其茶を此石に供へしそゝげば菌
冥に通ふじ腹をぬくといへる言より
近郷の男女殊に此事を行ふ者あれ
ども其謂れは更に知る者なし寺僧
もまた其謂れ忘れきといふ按ずるに古
墳の碑石なり此傍なる薮沢の内々
も文明應永永仁其外古石塔出た
るにて其辺に今に数出て

一 或云此茶そゝぎ石といふは上杉憲顕の古墳にて其事絶て其后たえ
てを知る人なくまた知れるものもなきは古く誠の事ありしかば
世の中にもことに古墳出て其人の知れざる事多し　抑上杉憲
顕といふ人は永享の頃鎌倉管領上杉右京亮佐氏憲忠入道禅秀が
嫡子にて中務大輔憲顕と号し享徳四年正月廿一日上野勢の先鋒として分方成
氏朝臣と立川原にて合戦の時深手を負ひければ上野近所の寺にありかくて害候

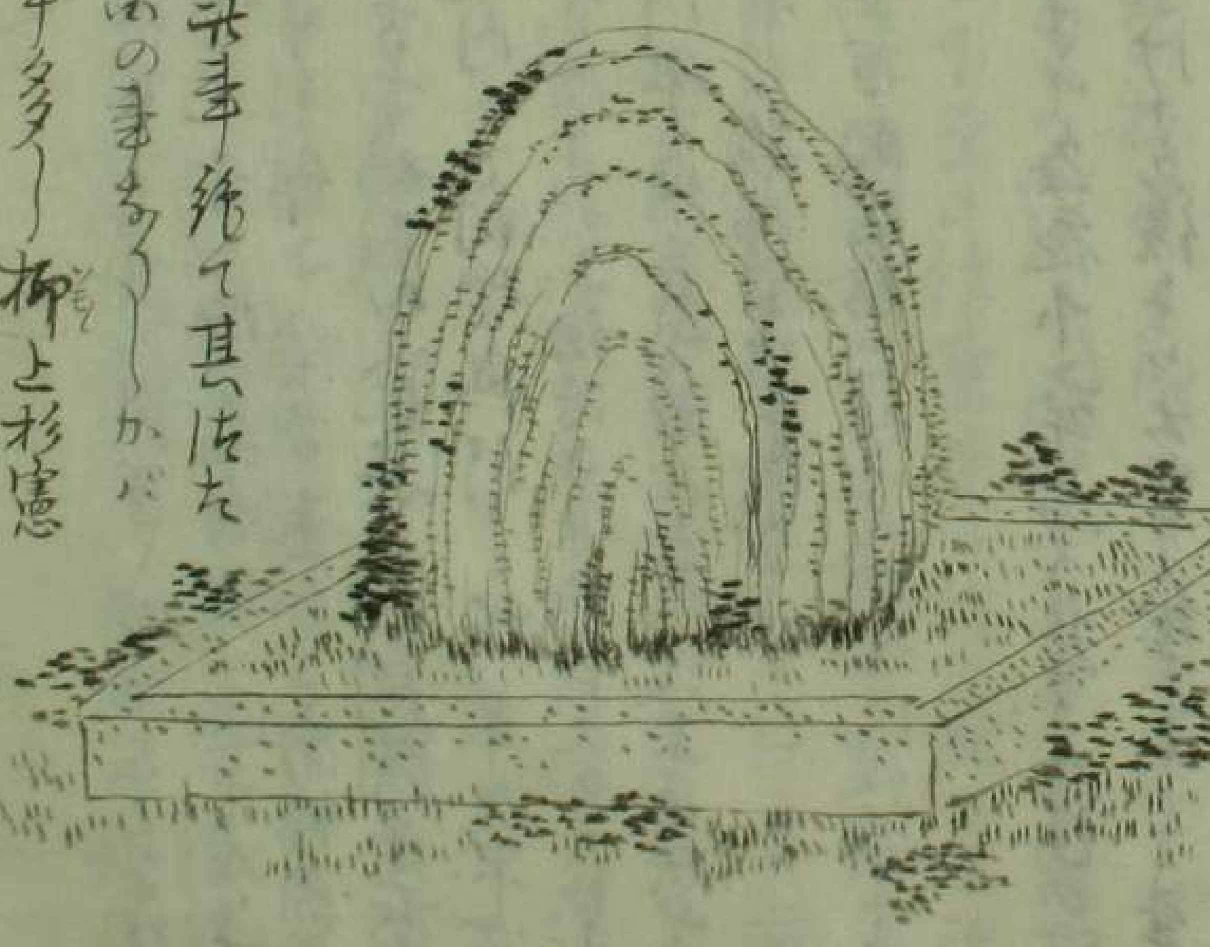

寺ま入て自殺せしを大草後に載てける古刹ありけれバ此不近漸く引返て自害
しけるを従者其首髪を埋めて石を立て標とせしものならんともいへり

大鳥逸平次の傳

慶長十七年の春の頃大鳥逸平次などいふ悪黨ども其同類多く喧嘩などを好て所々
まて辻切止附なき也其悪黨を悉く召捕べき旨　御下知有故に逸平次ハ其張本
人なれバ御尋ありしに江戸に住ける事成がたく僧に八王子主なる高幡邑に隠れ
居ける由其頃有けれバ当時ハ大久保石見守支配なりしに其手代内藤平右衛門といふ
者高幡へ行て尋けるに此時高幡不動堂境内にて相撲興行し折節逸平次も相撲
を見物におりたるを訪得て内藤平右衛門召捕えんと逸平次に組附たり大鳥ハ大刀にて相撲
我強なりといへども内藤も又強力なる故互に引組て勝負決せざる所に八王子横山の村長
にて川村作右衛門といふ者も強力者にて此を助て搦捕江戸へ送りけり
此大鳥逸平次といふ者ハ元来ハ二代目の本多百助信勝といふ人の方に仕へし怪盛牧
僕にて名ハ勘解由と称しけるが先年
大相国公御上洛あらせられし時伏見御城にて毎夜下卒共集りて馬の法度を
し草履を直し至事しなどを我等し けるが後にハ大勢人命を害しし事類なく
なる也逸平は辻切致され其長たる者を捕られけるに逸平其ハ棟梁たる也逸電
しまより佐渡国へ逃れ行大久保石見守方に仕へて家僕となりありし
けるが或時此喧嘩様首居候一本差さ誥し事立しかバ同代大久保信の寄
方にて此逸平を立て侍と成けるに利根者にて弓馬炮術剱法の業等など
に粗服練しけれバ中小性にまで仕へけるに其主の家を出奔せし近
を去る者あるにも其者を本主の本多氏の所へ返し使ろわきに陰を持せ
たるを立大いを率せ語馬にて乗りあるも本多氏も其主承せしを感じし
四五日歴て自ら信濃方へ返しけるに其後斬てまかせしが放蕩の事を
為し悔を浮て江戸に来て歌舞妓組の棟梁を成して大風嵐と云天狗
魔など風吹散など称其外大勢指など言ふ浪人悪黨共若年を従へ喧
嘩を好みて辻切を事とし逸平次ハ八王子下原の住康重が作の腰刀に銘を
彫せ生過二十五と云ふ文字を彫て是を持て闘争辻切を致めぬ不識に作
と云ふ其の切る事たくひなし逸平次の同類髪鬚をそり揚げ其額を臭
俸ま思し長き刀を横たへ其其性の凡体なる同類数百人の家行ていふ
甚堂三百人搦捕皆悉く斬戮せられ逸平次ハ法不たる也引返し磔に余
せらる

三澤村

芦子出せしある榛村の北に往がり神額を喝ふ或ハ大淵ある阿邊郷
あり三沢と呼ぶ事ハ当村の南に往く谷窪村界又ハ村内の山谷
より沢水三筋流て集り村内を流るゝ也く三沢村と呼べり其沢ハ沼沢中沢
小沢の此三沢水下流ハ村内より浅川又ハ多摩川に着入此村名ハ所謂の沢
よりの村名なり

梅子

三沢梅と称し名を唐なり此邊に高幡村又ハ平村にも梅ありて多
し大抵ハ小梅なり御納戸へ送れり

旧家村長土方氏

代々村政をつとめ至村中も土方を名乗者多かれど大抵此家より出たるものなりといふ此家は北條家に仕へしより此地に住し三沢十騎衆の三沢氏なりし書なる古文書其外北條氏の名を載たる北條家の印章を押して出されたる文書数通を蔵せり北條家滅亡の後も此地に居住し民間に入て名主を勤めけるは天正十八年豊臣家の禁制せしも多西郡三沢村とあり

自小田原北條綱殿御印壹通一大石
源三殿より新左衛門尉殿迄小籏之指物古小
籏ニて持之小籏之形相調候而諸武具
無油断たしなみ之様軍法之趣被仰含出陣之
次第可打立者也仍如件

正月廿七日　寺井善兵衛殿

今度之法御　八ッ一　三甲
出物之儀付而者下知次第可
走廻聊無沙汰不可有之旨
依仰出之状如件

寅
十月廿日

三浦殿

一　西江戸表用七月中
奉公出稼ニ付無拠暇申
立候
出立之所
文持

都人気持者陳尾張境ニ立而ハ屋敷ニ
附合居町ニ而処々谷御出会候ニ付而
候金子ハ御請取候而届ケ候事申
下相立候ニ付御沙汰ニ而御座候ニ付而
ニ〆念ニ而存候
太切ニ存候所お知らせ
右之趣四月

辰年
六月十四日

吉村源八殿

添書也

一此度大字之儀相伝當家嫡流八王子
此住居之罷在候旨被成候者御許状
御易程之志ハ殊勝至極候
一普請之半形無之ニ付被差免候而
定日可申
一此附属御伝授并御下知ニ而可申
右者大字之法當家之秘伝奥義無之候也

御易程之志附属之御許状存候故
一札令授与候也
子五月吉日
三原

南河内之住
三宅之幸 金子氏
之内いまた 指南之仕
右雨之之傍之後之殿

依之頼候而先年
前年来相改相
定置候処今般
之相改候者也
月日
大岡出雲守 判
土方雄隆殿

三浦江之事
船路足之九
乃之廻付候月
大運ニ而成候
今般被指添御勘
定奉行被仰付候
様子成候様被申付候

横地監物
天正十五丁亥

如件
亥
七月廿日　横地監物
十銕殿

三浦之儀拾頭殿中請
候これ之被申付之由候

被下候　事候　剣ふ
入念候何も注進之中
下地之入組候旨注進
相之可申之事之迴
候大方風情申聞[illegible]
被成中以[illegible]之一筆
[illegible]候[illegible]旨能々
可遂合候[illegible]以[illegible]
如件

萬願寺下ニ宿有
村字

檜原城主
平山伊賀守
天正十五年丁亥

亥
六月廿日　重
土方平左衛門尉殿

落川村

土淵氏徒恒々或は河邊々とも唱ふ三澤村の隣邑なり土人ふまい村の
小名河内といふ所あり村長なる先祖朝倉河内といふもの開発せしゆへ移りし
唱へしといへど河内ハ耕地といふ事なるべしともいへり
或云此地古は沼田の地多し田舎の方言に沼田の連続してある所を呼て耕地と
いひり此邊も沼田の地なれは耕地といひしを天正の初に村長なる先祖此地に来り正名
河内といふを称て耕地と唱へかなんか河内なる先祖ハ朝倉家景か庶流なりといふ
一此村長か家にも三沢村に落来る人と同しく禁制書あり其后又同し禁制書の如
兎に角落川の村と書れたり

萬願寺

日野外土淵氏徒恒々といふ日野本郷宮の東の隣邑にし
此地に萬願寺といふ寺ありし又廃跡もあし比興寺院の左

けるなへ寺号を以て村名とはなりけり或説に云此所のむかし玉川向の宮村に黄
檗派の鉄牛禅師が一寺開基せし万願寺といふハ此地にて廃せし寺号を用ひ
て彼地に建立せし事なりともいふ此説にさたかなる証も寺号を以て村名とし其
村にも又其寺地のあとき事ありしにあり

一里塚

甲州街道の左への方ハ府中分陪の旧国の中に一里塚残れり夫より此所近辺に
古へ往来して村内羅漢在家内に一里塚ありしを今日野宿へ出し古道ありし
其後路見府中より宮村へ来り玉川を越て日野坂へ出る御道をなりしと云

石田寺

石田村にあり郷土領等と同し玉川端へ但此石田ハ西南に浅川の流出て
此地にて玉川に落入此辺に玉川浅川洲渚をいふなりし
此寺ハ真言新義高幡金剛寺末にて愛宕山地蔵院石田寺と号す
御朱印七石此寺往古起立年月忘れされとも村長か家に起立の年廃寺となりたる
諸も記しけるものあり次にしるす

本尊地蔵菩薩　開山慶興法印　寂年月不知

境内　観音堂　御朱印八此観音免なり　本尊十一面観音　本立像　二尺余　運慶作

当寺起立ハ康安元年古祥坊菩興建立し永和二年の頃より廃寺となり
天文十三甲辰年日野州の内に光堂と号する十一面観音堂有りしか同年七月九
日玉河洪水し此観音を押流せり先に当村へ流来せしゆへ村民採揚て観音の小堂
を営み二度五十年を経て文禄二年営みといふる彼観音堂の本尊となりて寺号を

建立し石田寺と号せり是を中興とす康安元年より文禄二年迄ハ二百卅年に及
ぶといふ

一ノ宮大明神

一ノ宮村にあり是郡総社也往古ハ古淵庄といふ明神ハ当国一ノ宮神社也村名ま
に東鑑等にも見えて古き事ハ勿論なれど古神社のいませるより村名ま
と称せし事是も又別に嘴りか村名なりし由縁云説或ハ文年四月十八武蔵国多摩郡の
内玄偽首一ノ宮蓮光寺等山田三郎重成下知し内へ加納ふといへり
本社西嶺拝殿随身門随身二体ハ蒙運作柏大二昆是も同作といふ鳥居大門
路入口に建立御朱印社領拾石神主新田氏禰宜太田氏
祭神 天下春命 社伝ニ云人皇第三代 安寧天皇御宇鎮座といふ
相殿五神 伊弉冊尊 大己貴命 素盞雄尊 瓊々杵尊 彦火々出見尊
例祭五月五日六所宮大祭の附祭社の神田府中にあり神輿社地より仮宮に渡御
祭儀終て本社へ神輿還入の時に本の神田神幣を捧持て当社へ移し納るといふ
社伝ニ云当社ハ 安寧天皇の御宇の鎮座にして祭神当国の国造
兄多毛比命の祖神なる天下春命なり配祀五座伊弉冊尊大己貴命
素盞烏命瓊々杵尊彦火々出見尊なりといへり按に社伝詳しき
説あり天下春命ハ知々夫の国造知々夫彦の祖にして当国の国造兄多
毛比命ハ天穂日命の子孫にて天下春命の同族にあらず是国造本紀古
事紀等れ古書に因て証のかし国府の條にも弁せしかく天穂日命
ハ説に天照大神の皇子なりとし又ハ素盞烏命の第二の御子なりと
もいひ兄多毛比命ハ天穂日命の十二世の孫とし又ハ廿世の孫なりともいへり
古当国の地も三国に別れて无邪志又ハ胸刺といひ知々夫といひし
なり无邪志にハ兄多毛比命を国造に定めおひ胸刺へハ伊狭知直を
置れ知々夫へハ知々夫彦命を置れたり其頃ハ荒川より南にてハ当社一ノ宮
なりしハ足立郡氷川社知々夫にハ秩父大宮なり是等皆其国の一ノ宮なり
る歴事なる然るに大宝年中初て国を定め置れ今の一国となり
りしかハ府中を国造の居と定めて国府と称し当社ハ国魂の社

にて殊に府に近ければ是を以て一ノ宮と定めし其余の二社をば大宮
と定めして悉を分たれし事なれども秩父の大宮といひ又は
三郎の氷川も大宮と称し地の名にもなれるに大宮或は大宮
明と唱ふなれば共に府中に近き社六所の神事に両社の神輿を出す
事は隠れ有べきも後世其伝へを失へり傍又誤字をまた一ノ宮二ノ宮
三ノ宮なと称し其の誌すところ宗む中にも東海東山の諸国に祀れるも
の多くは大己貴命少彦名命の二神なり其故は此二神は草昧の世
に早く中国より出て東方辺土を治め給ひし神なれば此神を祀れ
る社を国魂の社とは称せり其旨紐は神代巻等に載たれど茲に
略せり是に因て考ふれば両社の祭祀する大己貴命は是を元よりの

本社の祭神にて定座し或云両社は神名帳両国四拾四座の内に
載さる也へ古社とも思はれまとて式内小野神社は則両社なりといへ
ば牽強附会の説なれば畢竟考へのうときなり神名帳は延喜年
中に撰まれしものなれば今の世よりは上世の事なれども又草昧
の世にくらぶれば遥に後の世なるんには古社にても其頃衰へたるはまゝ
有も此也に神名帳にあらぬ古神社も国史には載たるまゝあり式外の旧社は何
程も見へし府中の六所は鎮守将軍家の崇敬に依て繁栄し今も於
大社なれども是も神名帳に載ざるを以て見るべし両社古へ衰へしに
両国は伊勢合戦の衝となり殊に両社は分倍へ玉川を隔たるのみの地
也へ分倍数十度戦場となりし御両社の神職も神宝を懐て遁れ去社

既にいよ／＼衰廃して旧跡古実の社伝も皆亡ひし事ハ勿論なり
夫のみならす古への松連寺ハ一ノ宮の別当職なりし事さへ伝へず遥に世を経て
退転りし後神職も家に移りしかハ此家神道に推考して妻子定し
事まてなりけん府中に六所の神職ハ大社の事なれとも天正十八年前の事
を先祖の姓名さへ忘れはてヽいえり況や当社ハ府中にハ比しかされ
ハ斯古実をも失ひし事も又宜なる哉抑々よ一ノ宮の間に書ても
見へたるハ東鑑を始とせ

百草村

一ノ宮村と関戸村との西に続けり日野旅往恒郷土淵庄なと郷庄の名を唱ふれとも古へハなきことにや村内松連寺ハ実に古跡にして長覚永寺
建久建長の頃までも仏像古中ぐ残を安置しけれハ物名年月或ハ地名寺号なと
記と伝れとも今宋の事ハ更に見えず今ハ只宋の名ハ後の唱なるへし村名ハ百草村
と彫りたるハ古き村名なるへし されとも東鑑等にハ見えず真慈悲寺の由緒も
の旅に多西郡吉富之号と有し又東鑑に治承四年四月武蔵国多西郡吉富一宮蓮光寺
をは山田三郎二年の所領として給ふ事あり考ふれハ古へハ此地名吉富とも唱へし
なるへし又云永禄二年の小田原衆所領役帳に四貫文関戸を市場井分豹
徒新とありされハ中古ハ場井とも唱へし歟松連寺の旧号を吉祥寺とハ増
蔵山とも号せしを見れハ地の名なりし事ならんかし

真慈悲寺迹

百草村の小名にて新堂谷戸と号す新の字にあらず真堂の転じたる
なりされハ往昔真慈悲寺の旧地にして于今礎石なと古瓦を出せる
よし又云和田関戸の村内を流るヽ大栗川と云ふハ往昔真慈悲寺ハ右大将家御祈禱所
流れし也へ名をハ不要事ハ関戸村の条に出す又云真慈悲寺の古瓦裏の字と
なり由東鑑にみへけり事を左に出す寺号の弘像を語文ハ什物の条に出す
東鑑云武蔵国真慈悲寺者御祈禱之霊場也然而依無来寄附庄園仏並供具之備
僧失衣鉢之貯爰僧有尋今日参上也百一切経当寺可修理破壊之由申請之間
則被補院主職也

二王塚

往昔松連寺八幡宮の仁王門の跡也社地より東の方八町程也村の字をなし左
右に塚有りて其上に松の木数株生茂せり文化四年寺にて堀出したる古器什物
の条に出す

荒原塚（あらはら）

是も村の小名にてかぶきらと唱ふ南の方也此所に古塚ありて名高井ハ六尺程
土地ハ山敷或ハ雑樹林也一所四方村内百姓の持地なり
昔塚の内を一覧掘りけれハ土中に神代の古刀と覚しき二振並珠璋と枚へ数
本ありけるハ長サ二尺程にて出けり是を皆村内より松連寺へ納めて什物となせり

不

陣屋跡　村の内名金沢といふ地にあり是は先年此地を領せし人の居地跡なり
今は江戸移住す小林氏

松蓮寺　古へは山号を升井山と号し樹井または堺井或は堺感ともに書たり今は改て
慈岳山と号す浄土宗黄檗派目黒瑞松寺末なり

社古は七堂伽藍ありて増段三千六十坊ありし由徳川家の御祈祷所なりしか元禄の頃まで堂塔不
残土中に埋もれけれど其後の住僧仏像宝物等の名造を集めて土中に埋めて逃れ去しか世
治りても住寺もなく長年を経て無住のまゝなりしを年経て山寺を営みけるか又元禄年中
関東の争乱にて既に廃寺となりけるを
御公儀の後旧跡の事をとり開き八幡宮社地境内九万坪余除地を得て住僧の坊舎を残
の古への寺号を捨て松蓮寺とはなしける享保二丙年八月小田原の城主大久保侯の
旧跡の廃寺を再興して再建しけるとぞ
岡崎三郎君の為追福菩提寺中興ありて此所より山号を慈岳と改め其の宗旨は不知
中古黄檗宗たり

中興開基　寿昌院殿慈岳元長尼公　大久保侯尼君
寛保元酉年七月晦日逝

中興開山　慧極和尚　享保中宗

本尊釈迦牟尼仏　木坐像　客殿書院庫裏開山堂鐘楼倉稟総門

表門裏門　表門の額文字慈岳山開山慧極書

境内　観音堂　本尊千手観音　黄檗宗より寄附なし　中古の本尊なり

全躰仏像一寸二分　弘法大師作

客殿の額

宝金光　八十一翁悦山書　□□

御位牌客殿にあり大久保侯尼公寄附

清龍院殿前参州達山岩善道大居士

御年譜略記云
岡崎三郎君天正七己卯年九月十五日於二俣御逝去
御年二十一奉葬清龍寺御法名騰雲院殿隆兵長蔵大
居士或云始奉葬大樹寺後改奉葬清龍寺御法名清龍
寺殿達岩善道大居士云々

松連寺由来並本地観音縁起

抑武州多麻郡百草村松連寺者聖武天皇天平年中御建立

之道場也ニテ七堂全備せし処其後康平五年伊予守源頼義公

家公奥州下向之時当寺を御通行成而当山霊地なりと感し給ひ

為敵朝追討之御願八幡大菩薩之御木像其外木像御奉納御凱陣

之御礼御寄進之内御納有之御守本尊千手観音御長一寸二分是ハ弘法大師入唐之時随

山寺地之仏之尊像也源家御代々之守本尊として数度勝利を得

容並御陣中護持御奉納其外勅七堂伽藍御草創大勧進所の額を給

以永く源家為御祈願所其後建久年中右大将頼朝公御再興有て法華

経御書写御奉納之銅筒日本草創大勧進所松連寺之銘文有り其後元弘

の頃新田左中将義貞朝臣鎌倉 既宜攻北条高時入道征伐之

時当国分倍関戸合戦の砌兵火の難を畏怖し今二王塚と号候

山の傍に地を穿ち本尊神体並宝物等悉埋め隠せり堂塔社祠

灰燼となり数百年之星霜を経て元禄十三年の春より秋冬の間於彼

地夜々輝光明わたり近郷の里人驚きて当寺僧住持光心禅師再

次有告霊夢因茲地を穿ち思ひ寄る浄唐金仏像並仏具等若干

或ハ百余の経巻法華経の銅筒二個一筒の内に本地観音の像並一遺

出現せり住侶歓喜不斜于時地頭小林氏源正利新建堂宇鐘経蔵

古跡の荘厳也 附載大久保家の尼公小田原城之 傍等為旧跡の廃刹再

営堂塔浄為新殿尓後益荘宇仏供無缺宝燈自明矣、

什物

薬師如来　[illegible]立像五寸　毘首羯摩作

地蔵菩薩　木坐像二寸五分　恵心作　二童子　運慶作

一元禄十三年三月十三日境内地中より穿出せし宝物

唐銅経筒　三個　各年号銘文有

右一筒の内に一寸二分の千手観音一体外に香合等を入けり

同阿弥陀如来　坐像　真言悲心寺の銘有

同観音　薬師　三宝荒神　宝鑑　軍中鏡

七宝香盃　香合　香炉　花皿外に刀三本　打刃一尺程　鏃

一千手観音　経筒の内に綿にて包み上げる由一寸二分有地仏也　是は今観音堂本尊也　厨子開基大久保彦左衛門寄進也

並厨子の裏銘

金銅千手観音長一寸二分昔伊豫守頼義公奥州朝敵追討之守護之尊像也當山開基藤氏寿昌院新修造厨子加荘厳以永鎮松連道場者也

長寛元年奉納の経筒の図并銘文

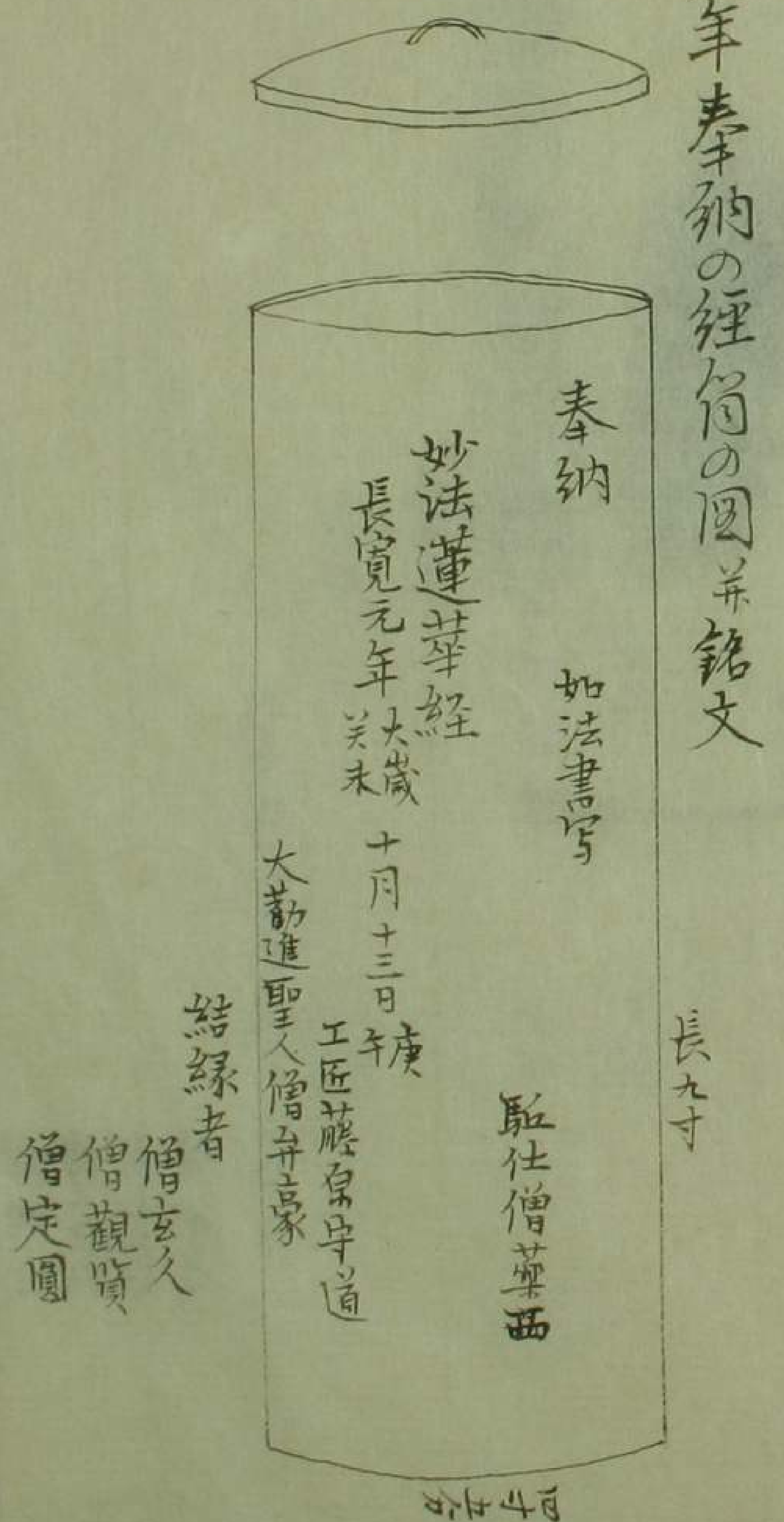

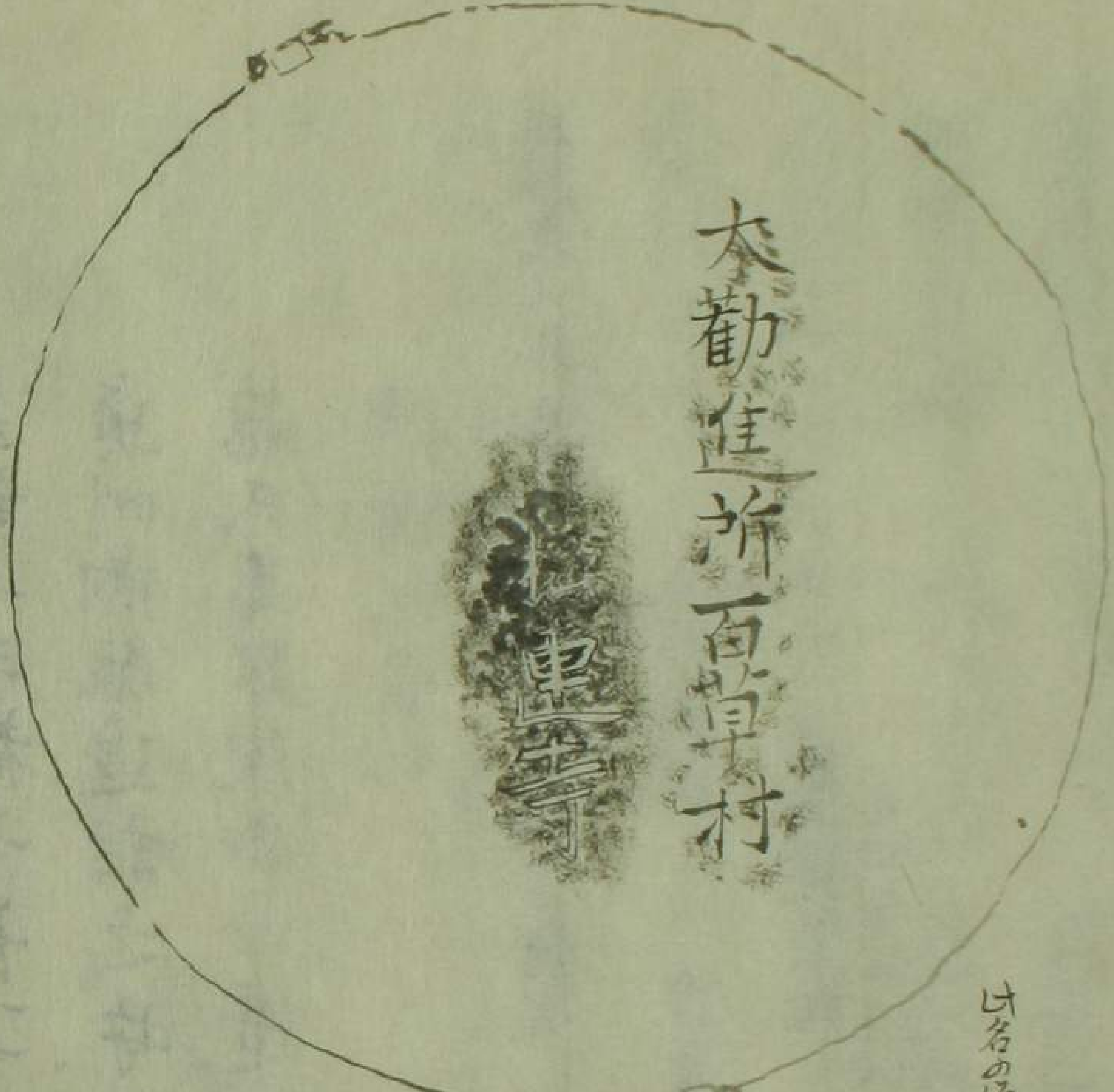

此名の僧ハ筒の裏へ廻して彫附あり

僧陽久
僧定阿
僧堯尊
僧弁意

永萬元年奉納經筒の圖 并 此筒中より出る古器

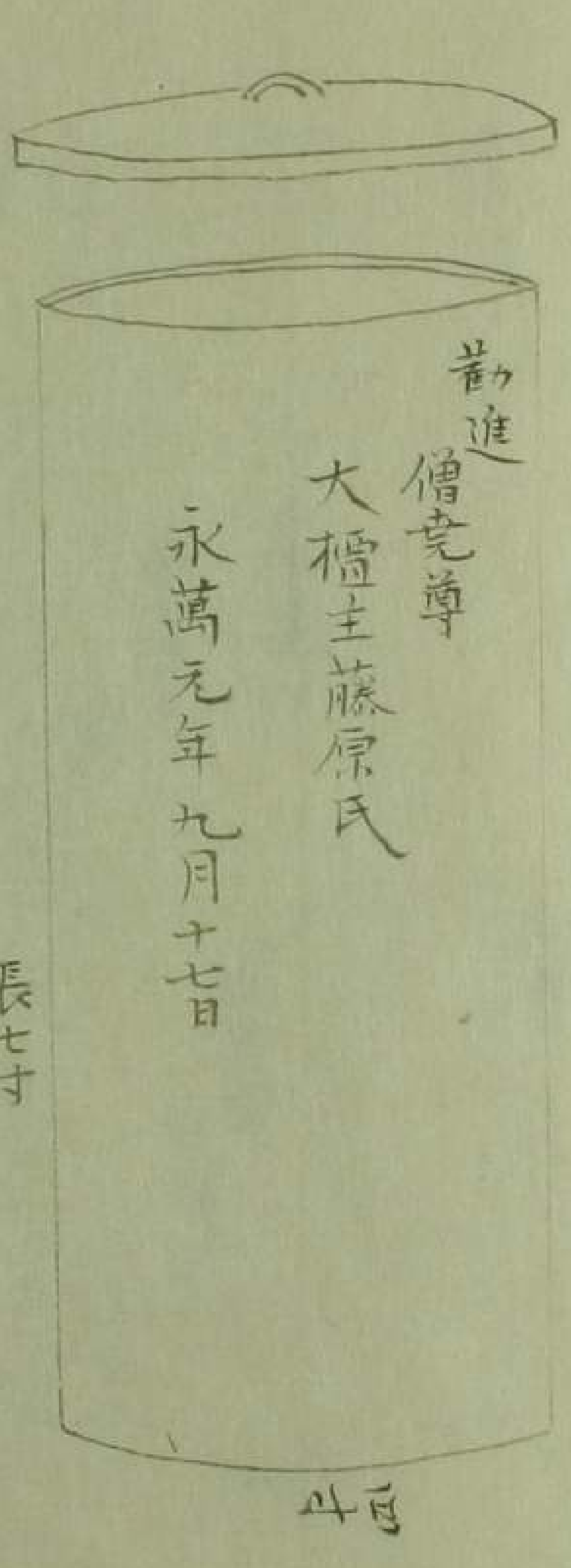

陶器香合　三個
炷壳入陶器　一個
雷斧　一石
圓鏡　一面

義家朝臣軍中鏡なり 大さ如図
永万元年の経筒より出現せり

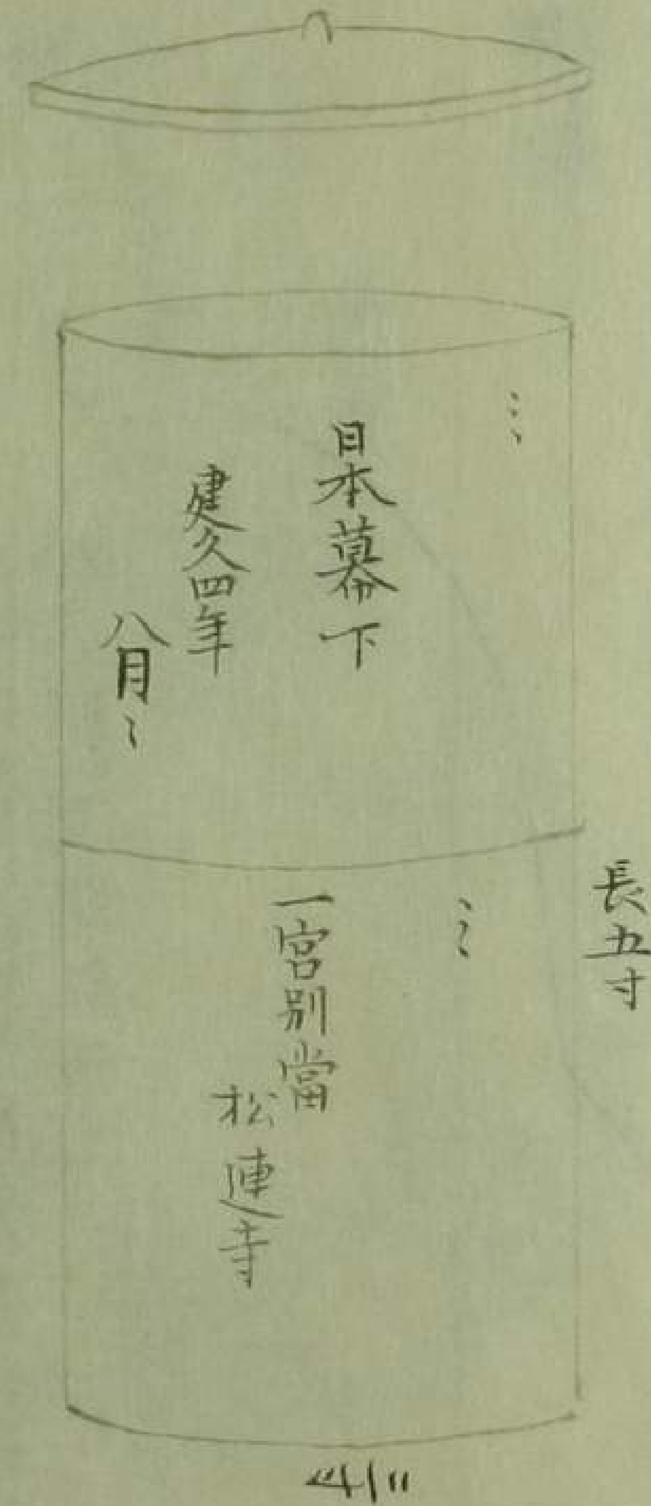

此銅筒の内ニ錦ニ包て千手観音像一体 一寸五分
観音堂の本尊ニ為 源義家朝臣兜の内ニ納め守
本尊とし

真慈悲寺本尊 背面の銘文　惣長一尺八寸

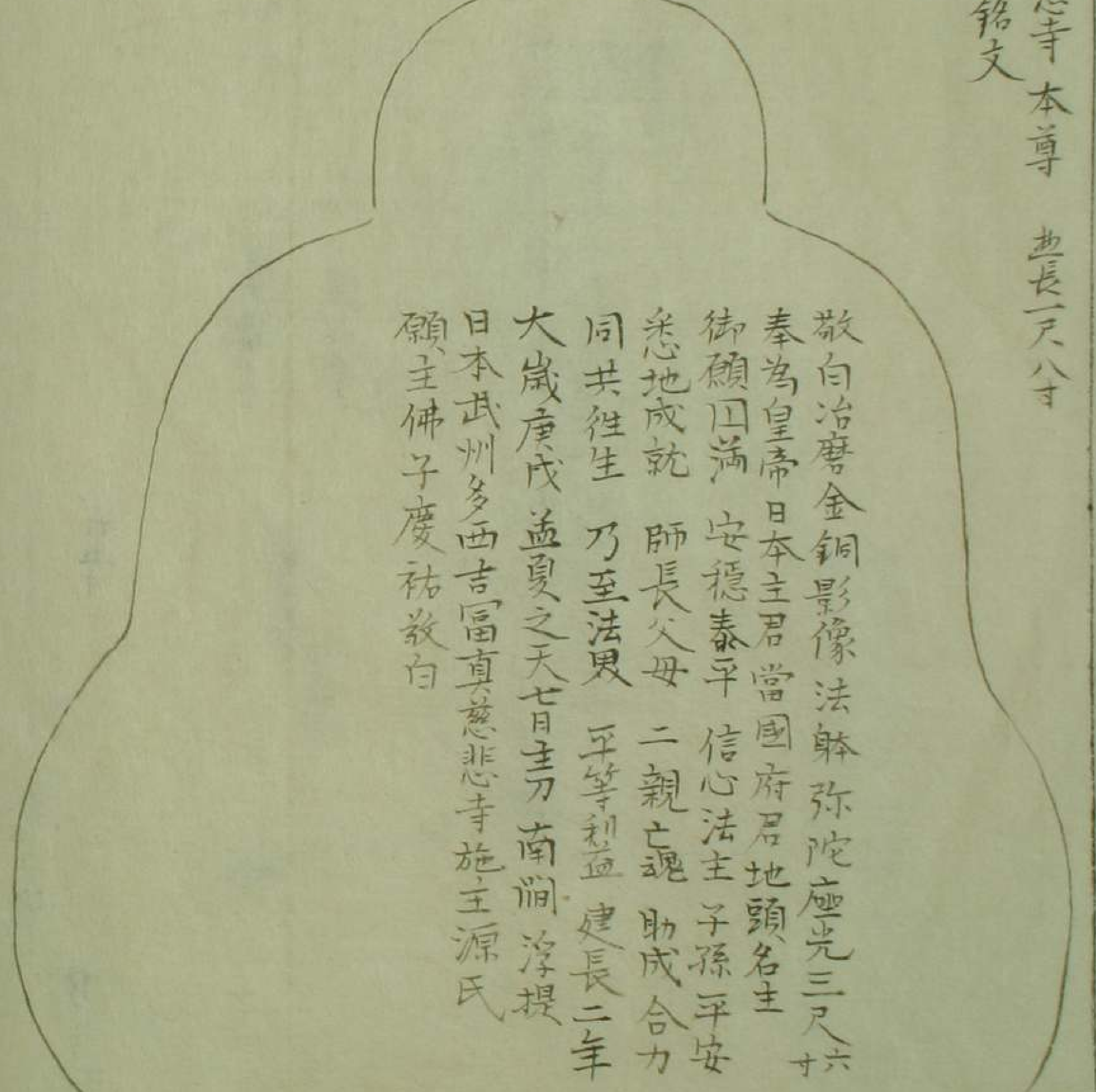

源義家朝臣御奉納上指の矢鏃
梵字は彫透し

弥陀の梵字
不動の梵字

穂長サ二寸

中心長サ八寸

正八幡宮

松連寺境内東寄山上に鎮座往古源義家朝臣康平年中御勧請あ
りといえり軍中護符上指の矢其外義家朝臣御奉納の品多し
祭神応神天皇なり本社拝殿石階等あり元弘関戸合戦の砌兵燹に罹り
烏有となれり社内に石燈籠あり木像を納置り是古への御像なり
失し

文化十二亥年十二月三日松連寺境内西の方の山際へ樋井を堀て悪水用水の
泉源を浮んとて谷の方より堀入ける所に古尾を穿て積たる中より木立像一躯を得
たり長一尺八寸二寸高一寸五分許の像にていつれの仏体とも名付かたし古尾ハ皆
布目あり又云此木像ハ八幡宮の本地仏なりんといふ
同十三年四月廿三日村内荒原といふ所に塚三ツ程ありしを里人堀崩し
けれハ神代の古刀といへき古刀二振鐔一枚等の類の大ひなる二本を穿出
て村民当寺へ寄附せり古刀ハ神代の物とも何ら思ひ到て古代の陣刀なるへし
作り形格別違ひしたにてあり総長同前三尺ある其穴の長さ大ひに違ひたり
長三尺八三寸程中んなる許刃幅一寸三分ありかさね三分あり或鍔ハ鐔の形大なりいふなり
故に其図を出せり

同年四年の春古への二王塚を穿ちける時出たる物ハ金銀大小合て三十本余外に玉一
個曹口石武具のかたなの類数多出たり
同十五年八月四日大風の為境内の古松一株吹倒し根株のもとより古碑二基
を得たり一基ハ大同二年と見く其余ハ滅して志れず余の一基ハ貞和の丈和なか
ちかとし いハ永二年八月日とあり

寿徳寺

寺分村にあり郷庶紙前に同し 百草と関戸の乃なり
御朱印七石 吉祥山護法院と号す曹洞流府中高安寺末寺
末寺なり 往古ハ真言宗にて念阿法印開基元年創建し開山念阿なる
応永元年三月九日寂す夫より年経て陵廃し其後永禄の頃佐伯市助道
永といふ人再建し開基の十一面観音を祀て本尊とし日舜宗恵和尚
中興開基とせしなり 曹洞派禅宗となれり 総門表門客殿庫裏倉庫平家
鐘楼あり

本尊十一面観音 木像座六寸 恵心作

或説云豊後住人佐伯市助道永といふもの豫州康より此地に住し関戸
口を守る村内に住居の跡あり関戸村入口の西に佐伯谷といふ則此人の住地
あり永禄十二年二月三日奥州にて戦死す相続て三箇の道也和泉守
道安あり皆此処に住せし由其後民間に下りしや又其子孫志れず
又云此地を佐伯氏の寺領に寄附せし由
村名を寺の分村と称せしより今に至り道寺分村と唱ふる由

4 年 月

産物

小梅 三沢村 平村

鮎魚 玉川 浅川 太川附の村々ゟ出る

八月十四日写了 雁仙

産物

小梅　三沢村　平村

鮎魚　玉川　浅川　大川附の村々ゟ出る

八月十四日写了　雁仙